

第百二十回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第七号

平成三年三月二十六日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 浜田卓二郎君

理事 栗屋 敏信君

理事 加藤 卓二君

理事 野呂 昭彦君

理事 永井 孝信君

理事 小沢 辰男君

理事 木村 義雄君

理事 鈴木 俊一君

理事 野呂田芳成君

理事 平田辰一郎君

理事 屋野 行男君

理事 宮路 和明君

理事 山口 俊一君

理事 網岡 雄君

理事 岩田 順介君

理事 沖田 正人君

理事 小岩井 清君

理事 五島 正規君

理事 外口 玉子君

理事 倉田 栄喜君

理事 柳田 稔君

出席政府委員

労働大臣 小里 貞利君

中小企業庁長官 高橋 達直君

中小企業庁計画部長 渡辺 修君

労働省労働基準局長 佐藤 勝美君

労働省職業安定局長 若林 之矩君

労働省職業安定局長 伊藤 欣士君

委員外の出席者

労働省職業能力開発局長 菊地 好司君

労働省労働基準局安全衛生部長 山口 泰夫君

労働省職業安定局地域雇用対策室長 青木 豊君

社会労働委員会調査室長 滝口 敦君

委員の異動

三月二十六日

辞任

岩屋 毅君

岡田 克也君

片岡 武司君

古賀 誠君

岡崎 宏美君

五島 正規君

土肥 隆一君

石田 祝稔君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

第一類第七号

社会労働委員会議録第七号

平成三年三月二十六日

原爆被害者援護法即時制定に関する陳情書外四十四件（三重県会郡大内山村議院内興出正一外四十四名）（第四〇号）

白内障手術に関する陳情書外二件（広島県尾道市久保の一五の一尾道市議会内高橋最良外二名）（第四一号）

産業廃棄物処理対策の充実強化に関する陳情書外五件（大津市京町四の一の一滋賀県議会内岩永一外五名）（第四二号）

パートタイマーの労働条件の改善に関する陳情書外二件（大阪府東大阪市稲葉の一の一一大阪市議会内片岡達也外二名）（第四三号）

山林従事者の労働災害保険等福利厚生制度充実に関する陳情書（徳島市幸町二の五徳島市議会内松木公夫）（第四四号）

厚生年金保険法の改正に関する陳情書（横浜市神奈川区神奈川二の一〇の三〇吉田一彦）（第四五号）

看護職の確保及び待遇改善に関する陳情書外三十二件（埼玉県秩父市熊木町八の一五秩父市議会内小池金作外三十二名）（第四六号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第四三三号）

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案（内閣提出第四四号）

○浜田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂井隆憲君。

○坂井（隆）委員 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案が提出されているわけでありま

す。その法律について御質問したいと思

現行の地域雇用開発等促進法は、四年前の昭和六十二年三月に成立したものであります。当時の我が国の経済状況を見てみますと、昭和六十年以来の急激な円高がありまして経済の拡大テンポというものは鈍化していったわけであります。さら

に、造船など構造的な不況業種の発生がありまして、雇用需要の減退、失業率の上昇等、非常に厳しい状況で推移していったわけであります。特に、地域における雇用情勢は、当時は労働力需給の地域間格差が拡大すると同時に、雇用情勢が極めて厳しい地域が見られて、地域の雇用問題が深刻化していったわけであります。そういう中でこの地域雇用開発等促進法が成立したわけであります。

それで、四年前と現在とを比較しますと、最近の雇用情勢を見ますと、景気の拡大局面の中で求人（人）が引き続き堅調に推移しております。ことしの一月の有効求人倍率を見ますと、一・四四倍と引き続き高水準となっております。人手不足感が広がるなど、昭和六十二年当時の状況と比べると非常にさまざまな状況だと思えます。このような状況の中で今回法律の一部改正をするということとありますが、現下の雇用情勢、特に地域的な雇用状況などをよく認識し、また、今後の見通しについてどのように考えてこの法律改正を行おうとしているのか、大臣の御見解を伺いたいと思

います。

○小里国務大臣 お答え申し上げます。
いわゆる最近の雇用失業情勢について、中でも地域におけるそういう状況についてのお話でございますが、御案内のとおり、景気の持続的拡大の中にありまして求人はおおむね堅調に推移いたしております。こういうふうな申し上げられると思うのでございます。有効求人倍率におきましても、あるいはまた、雇用者数が増加を続けてまいりまして完全失業率も低い水準にありますことも、御承知のとおりでございます。

こうした中におきまして、労働力の不足する事業所も増加をいたしてまいっておりますし、また、多くの地域におきましても企業の手不足感が広がっておりますことも御承知のとおりでございます。しかしながら、北海道、九州など一部の地域におきましては、雇用失業情勢の改善が依然として緩慢である、そして、全国的に見た地域間格差も大きく残りつつある、そのほか、総量とい

たしましては雇用機会不足は解消されたと見られる地域におきましても良質な雇用機会が乏しい、そして、若年者を中心とした労働力が流出するなどの問題が見られるところでございます。

今後については、労働力人口の伸びの鈍化が見込まれることから、これは大体一九九五年を分岐点にいたしましてこれからは微増でございますが、そういうこと、あるいは経済が安定した拡大を続ければ全体としては労働力需給は不足基調で推移するものと見込まれるわけでございまして、地域間の雇用機会の格差の拡大も懸念されるところでございまして、その是正が必要なる政策課題となってきた、こういうふうな考えておるところでございます。

○坂井（隆）委員 雇用機会の格差が地域間において依然として大きいし、また懸念されるということとは、確かに御指摘のとおりだと思います。そのような雇用情勢の中で、今回のこの一部法律改正ですけれども、法改正における施策の概要はどのようなものであるのか、お聞かせ願えればと思

います。簡潔で結構です。

○小里国務大臣 それでは、時間の関係もあられるようでございますから、簡潔に要点を整理して申し上げますが、新規卒卒者、Ｕターン就職希望者の地元就職を促進したい、今般の改正法においては、地方圏においてこれらの者の能力等にふさわしい職業の雇用機会を創出するための諸施策を講ずるといのが主なる一つの目的でございます。

概して申し上げまして恐縮でございますが、時間の関係あるとおっしゃいますから……。

○坂井（隆）委員 雇用環境整備地域というものを設けるというふうに向っておりますが、指定地域としては何カ所ぐらい予定されているのか、また、具体的にはどのような地域を想定されているのかを教えてくださいたいと思

○若林政府委員 雇用環境整備地域としての指定を受けますには、道府県が自主的にその地域に關します雇用環境整備計画を策定するなど、地域の創意と努力を前提とした主体的な取り組みが必要になるわけでございまして。私どもいたしましては、こうしたことを踏まえまして、初年度におきます雇用環境整備地域は約十カ所程度を見込んでおるわけでございまして。

また、こういった地域は、全体としての雇用機会不足は解消されたわけでありま

種別に見た場合の雇用機会が不足して

ありまして、新規学校卒業者等の若年者が他地域において就職する傾向が見られるなどの要件を満たす地域であって、また地域における一極集中を排除するといった観点を加味いたしますと、一つの具体的な例としては、県下第二、第三の都市というものを中心とする地域が一応の具体例というふうな考えられるわけでござい

○坂井（隆）委員 今回の改正によって、魅力のある雇用機会が不足していることから、労働力の流出が続いている地域を雇用環境整備地域として指定して、種々の施策を講ずるということとござい

ましたけれども、地方で聞いておりますと、本人もですけれども、お父さんたちも強く地元

たちが定住して勤務されることを希望しているような感じでありま

す。そういう意味で、地域社会のあすを担う新規卒卒者等の若年層の流出状況、そしてその背景、そういうものがどうなっているのか教えていただきたいと思

○若林政府委員 先生がただいま御指摘のとおりでございます。新規高校卒業者は地元で就職したいという気持ちを強く持っているわけござ

いますが、文部省の平成二年度学校基本調査報告書によりますと、平成三年三月の新規高校卒業者の

うちで県外に就職した者の割合は、全国平均で二三・八%でございます。約四人に一人が県外に就職をいたしておるわけでございます。この割合は北東北とか山陰、九州等で特に高い傾向にあるわけでございまして、これらの地域におきましてはほぼ四〇%を超えるような状況になっておるわけでございます。

このような新規学校卒業者が就職に当たりまして重視しております点を見ますと、仕事の中身や自分の能力が生かせること等を挙げる者が多いわけでございまして、また希望する職種も、事務職とか専門職を挙げる者が多いわけでございまして、地方圏におきましてはこれらの雇用機会が少くない現状にございまして、どうしてもやはりこういった関係から新規学校卒業者は域外に出ていってしまふ、こういう状況にあるわけでございまして。

○坂井(隆)委員 新規学校卒者は、確かに今おっしゃるとおり私の地元でもかなり県外に流出しております。私の同級生自身も県内に残っておるのがかなり少ない状況にございまして、そのような新規学校卒者等若年者の地元定着対策としては、現在労働省はどのような施策を講じているのか、教えていただきたいと思ひます。

○伊藤(欣)政府委員 お答え申し上げます。

最近の若者、労働省の統計で見ましても、地元定着の希望が、若干ではございますがふえてきておるようでございまして。そういうことで、公共職業安定所では、まず学校と密接な連携を図りまして、これら新規学校卒業者の希望に沿うように、地元で就職をなさるよう援助を行つておるところでございます。

具体的には、新規中学、高校卒の就職希望者につきましては、学校の就職担当の先生方と協力いたしまして、職業適性検査を活用した職業指導によりまして適切な職業選択を行うように促しますとともに、本人の希望に応じました職業情報を提供し、あるいは希望に応じた求人がないかどうか、求人開拓を行い、また、地元企業に一堂に会し

ていただきまして合同の選考会等を開きまして的確な職場をあつせんする。さらには、地元で就職されました方々の定着を図るために職場適応指導をするなど、一貫した援助を行ひまして、新規学校卒業の方々の適性、希望に合った就職の定着の促進に努めていこうとてございまして。

○坂井(隆)委員 若年労働者の地元定着を促進するためには、若年者の就業ニーズを踏まえた魅力のある雇用機会の開発が重要であるということでございますが、今回の法律改正では、そのような雇用機会を開発するための支援措置として具体的などのようなものを用意されているのか、御答弁願ひたいと思ひます。

○若林政府委員 先ほど申し上げましたように、新規学校卒業者は専門的な職種等を希望しておるわけでございまして。また、労働条件面でも魅力のある職場を期待しておるわけでございまして、そういった職種、労働条件等質的な面におきまして、その地域雇用開発に大きなインパクトを与えようとするモデル的な雇用機会を提供するという事業主につきましては、五年間にわたりまして計一億円の助成金を支給するということを盛り込んでおります。

考えられますことは、例えば研究所を設置してもらつとか本社機能をつくってもらつ、あるいはソフトウェア等の情報関連職種等が考えられようと思ひますけれども、そういったようなモデル的な雇用機会を提供する事業主に対して助成をするというものでございまして。

また、そういったモデル的ということではございませんでも、地域の策定する雇用環境整備計画に適合する雇用機会を提供いたしまして、かつ、福祉施設等を充実させる事業主に対しましては、日本開発銀行等による低利融資をするようにしたいと思つておりますし、また、新たに設けます基金制度によりまして資金の融通の円滑化を図るための債務保証を行うことによりましてバックアップをしていきたいというふうに考えております。

○坂井(隆)委員 この地域雇用開発等促進法が成立した昭和六十二年ですけれども、このときに第四次全国総合開発計画が閣議決定されているわけでありまして。この第四次全国総合開発計画においても、東京一極集中の是正が緊急な課題として位置づけられておりまして、政府全体として各種施策が強力に推進されてきているところであります。

例えば、東京圏への人口転入超過数というものは、平成元年においては約十二万人と幾分低下しているものの、なお大幅な流入が続いております。こうした人口または産業の東京圏への一極集中の結果、地価が高騰している、過密がある、そのような弊害が生じておりました。こうした首都圏における過密による弊害の結果、首都圏労働者を中心に、より豊かな労働者生活を求めてUターン志向など地方定住志向が高まっていると思われ

ます。例えば、雇用問題研究会が実施した「大都市圏と地方圏の労働力需給の不均衡と労働者生活に関する調査」というものがありますが、その調査によりますと、東京の勤労者のうち、地方出身者は五四・三%とかなり多くの人がUターンなど地方志向を持っております。また、地方志向の者の中では、二十から二十四歳の若者が最も多く、四十代、五十代、六十代の人たちも四〇%を超えての定年を迎えるころの年齢の人にも四〇%を超えての地方志向が示されております。具体的にも、私の先輩なんかでやはり東京に住んでいて、定年退職を迎えるころに東京からかなり離れたところに住んでいて、その辺で東京まで二時間もかかって出てくるぐらいだった田舎に引っ込んだ方がましというぐらいな考えを持っている人がいます。したがって、地域雇用対策としては、新規学校卒者だけでなく、中高年の都市圏労働者のUターン対策も全体として必要とされると思うわけでありまして。

現在、労働省は、このあたりについてどのような施策を講じていらっしゃるのか、御答弁願ひたいと思ひます。

いと思ひます。

○伊藤(欣)政府委員 先生のお話のとおり、最近、Uターン希望者というのは、単に新規学校卒業者のみならず、中高年労働者を含めてその意欲は非常に強いようございまして。従来、職業安定機関におきましては、学生職業センターという形で、特に若年、新規学校卒の方を中心とする職業センターをつくりまして、Uターン等についてもお手伝いしてきたわけでございまして、平成元年度から人材地方流通促進事業というものをスタートさせまして、その具体的な実施機関といたしまして、東京都内にございまして飯田橋の公共職業安定所と同じ建物の中に人材Uターンセンターを設置いたしまして、各地方の職業安定機関との密接な連携のもとに、先生御指摘の、中高年労働者の方を含めましてUターンを希望している方々に対しまして、現在、地方におきまして企業が新たに立地しているとか、現存の企業がどうい

う人を求めているのかとか、それから、技術革新等に伴う新たな事業展開をしておるのでこういう人材を必要としているというふうな情報を提供いたしまして個別の相談に応じますとともに、反面、地方におきましてUターン希望者を採用している企業につきましても、こういう希望者がいる、こういう人材がいるというふうな情報も提供いたしまして、その採用等についての相談を行っているところでございます。

○坂井(隆)委員 今回の法律改正に当たって、若年者の地元定着対策と並んで、ただいま御答弁にありましたように、都市圏労働者のUターン対策も念頭に置いているということですが、そのような都市圏労働者のUターンを促進するため、魅力のある雇用機会の開発のほかにどのような支援措置を用意しているのか、御答弁をお願いいたします。

○若林政府委員 都市圏の勤労者のUターンを促進するための具体的な施策といたしましては、雇用環境整備地域において造成されます基金によりまして、この地域へのUターン就職希望者に対し

てこの地域における求人情報等を提供する業務を行うこととしておりますが、そのほかに、雇用促進事業団によります移転就職者の宿舎の設置におきましては、この地域に特別の配慮を行うこととしております。また、入居者要件の緩和によりまして、他の地域からのUターン就職者に対して、公共職業安定所の紹介を得ないでも貸し付けが行われるようにいたしますなどの措置も用意をいたしております。また、Uターン希望者の多くは、地元において文化的な施設等も求めているわけでありまして、やはり雇用促進事業団の設置いたします福祉施設の設置につきましても特別の配慮をしております。

○坂井(隆)委員 たいだいま御答弁にありましたように、Uターン希望者の中には、確かに地元の方で住宅とかいろいろな附帯的な施設を要望している人も非常に多いと思います。そういう点についてもこれから十分配慮していただきたいと思います。思いいますけれども、基金で行う人材確保事業においては、そういった職種に携わる者とかどういった年齢層の者をターゲットにしているのか、そしてまた、そうしたUターン希望者をどのように把握し、かつ把握したUターン希望者をどのように当該地域において創出した魅力ある雇用機会に結びつけ、地元定着を図っていくつもりなのか、お答え願いたいと思います。

○若林政府委員 基金で行います雇用情報の提供におきましては、そのような各地域の必要に応じて地域ごとに職種を、場合によりましては年齢も含めて定めて事業を実施していくことになるわけですが、一般的に申し上げますれば、専門的、技術的な職種でございますとか、あるいは事務的職種の職種が考えられるわけでございます。Uターン志向が強い二十代後半から三十代の年齢層が中心になるかというふうに考えております。

また、都市圏在住のUターン希望者の把握方法といたしましては、地元に住む父兄等の親類縁者の方や、あるいは出身校の関係者から幅広く情報

を提供していただくことを考えております。そうして、こうして把握しましたUターン希望者を地域において開発されました雇用機会に効果的に結びつけますために、全国の公共職業安定所のネットワークもこういった基金と有機的に連携をとって仕事を進めてまいりたいというふうに考えております。

○坂井(隆)委員 Uターン対策については、まず、今御答弁ありましたように、実際の事情、どういう人が希望しているのか実情を把握することがまず先決でございますから、今御答弁にありましたように、十分これから念頭に置いて対策を講じていかれることを心から念願する次第であります。

ところで、先ほど、昭和六十二年に決定しました第四次全国総合開発計画のことを申し上げましたけれども、この第四次全国総合開発計画とか、あるいは昭和六十三年に閣議決定された経済運営五カ年計画、この計画にも人材の地方定住促進ということがうたわれております。当該計画と今回の地域雇用環境整備構想、その関係がどうなっているのか、その点についてお聞かせ願えればと思

います。

○若林政府委員 第四次全国総合開発計画におきましても、地方圏において若年者、高学歴者等にとつての就業の場が乏え、若年層を含め人口の地方定住が進むということが一つのビジョンとして考えられているわけですが、今般の地域雇用環境整備構想は、東京一極集中の是正や国土の均衡ある発展を直接的な目的としたものではございませんけれども、魅力のある雇用機会が少なくないこと等から東京圏へやむを得ず来ている若い方々の地方定住や、都市圏在住のUターン希望者等の地方定着を促進するための雇用環境を整備することによりまして、勤労者の職業及び生活の安定の実現を図ろうとするものでございます。

したがって、今回のこの地域雇用環境整備構想というものは、地域の活性化を図り、人口及び産業の東京一極集中を是正いたしまして国土の

均衡ある発展を実現するという、この第四次全国総合開発計画等の基本理念にも沿うものであるというふうに考えております。

○坂井(隆)委員 我が国において国内的な大きな問題は、やはり東京に一極集中している、いろいろな、人口も、そしてまた産業も一極集中が図られている、地方は産業問題もありまして、いわゆる過疎が進んでいるということが非常に問題だと思

います。そのために、先ほどから何度も申し上げるように、若年者の地元定着、そしてまたUターン対策、そういうものを進めていって、そして人材の地方定住促進というものを通じた地域の活性化ということが国政上の喫緊の課題であると強く感ずるところであります。雇用機会の開発とあわせて、各種生活環境の整備などの魅力ある地域づくりも含めた我が国全体の総合的な全体的な取り組みが必要でありまして、そのためには、まさに人を扱う労働担当大臣として、労働大臣が各省庁の先頭に立ってかかる総合的な政策を推進していくべきだと思います。

そういう意味で、ぜひ大臣の熱意ある御答弁、決意のほどをお伺いして、最後の質問としたいと思います。

○小里国務大臣 先ほどから坂井先生、地域雇用法、新法の趣旨につきまして基礎的なところをいろいろ御指摘をいただいておりますのでござい

ますが、特に、たいだいま御指摘、御質問いただきました、いわゆる今回のごとく一工夫をいたしまして、あるいは二工夫をいたしまして、魅力ある地域におきまします雇用の機会の拡大も大事であるけれども、同時にまた、その地域全体の各種の環境整備も必要ではないか、そういうお話でござい

ます。私も全く同感でありますと同時に、あわせて私ども労働省、労働行政の観点から、各関係機関、団体等に、際立ってこの機会に、この法案が成立をいたしますならば、基礎にいたしまして、一段と努力を積み上げてまいらなければならぬと思う次第でござい

ます。

殊に、地方に、いわゆるゆとりと豊かさのある

勤労者生活の実現に向けまして、平素私ども申し上げておりますように、今や産業優先の時代からいわゆる労働力尊重の時代、そういうふう

に地方におきましても大きな変貌を遂げつつある、かように私どもは考えておりまして、たいだいま先生御指摘の関係機関等との連絡を密にいたしながら努力を続けてまいりたい、かように考えております。

○坂井(隆)委員 どうもありがとうございます

た。

○浜田委員長 岩田順介君。

(委員長退席、石破委員長代理着席)

○若田委員 たいだいま坂井委員が御質問なされま

したが、若干ダブルの部分があると思ひますけれども、なるべく割愛をしたいと思います。ぜひともよろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

い、このように思うわけであり

ます。

この地域雇用開発等促進法、これは六十二年に制定をされたところであります。この制定された当時の経済状況は、私が言うまでもないわけであり

ますけれども、円高不況のもとで大変な雇用調整が行われた時代でありました。例えば、当時、中小企業庁の調査がござい

ますが、これは昭和六十一年、輸出型、輸出に依存をしておる産業の、とりわけ中小企業が最も打撃を受けた時代ではなかったか、こういうふう

に思うわけであり

ます。同様に、その時期は新規採用が全く手控えられた、こ

ういう産業も多く出ているわけであり

ます。もちろん人員削減、さらには六十一

年の秋以降というのは解雇、一時休業、こ

ういったものが全国に広まっていく、そういう状況の中でこの法律は制定をされたわけであり

ます。

四年後、経済は一変をいたしましたけれども、総務庁の統計によりますと、これは昨年の十二月の統計でござい

ますが、全体的には雇用情勢は非

常に好調になっております、回復をしておりませうけれども、しかし、一定の地域には完全失業率、さらには有効求人倍率が依然として上がらない、こういうことが明確になってきておるわけであり

さらに心配しますのは、今後、経済の推移のいかんによらず、そういった不況地域、いわゆる回復の遅い地域の中での格差がもっともと広がっていくのではないかと、こういうことが心配をされるわけでありませう。経済の動向とこの雇用情勢との関係は表裏一体のものでありまして、湾岸戦争後の経済がどうなるのか、とりわけアメリカ経済が回復するかどうか非常に議論が集中しておるところであります、しかし、我が国にとつてはこ

の日本経済摩擦というのは、けさのニュースでも、自動車等のアメリカにおける深刻さが報道されておりましたが、米に加えて、一層逼迫するものになるのではないかと。一方、東アジアのASEAN、NIES等の台頭やECの統合、こういったものとの絡み合せて、果たして日本の経済はどうなっていくかという心配がありますけれども、とりわけここでは、現在のこの労働情勢、特に地域別に見た雇用の状況がどうなっているのか、さらに、今後の見通しについてまず伺いをしたい、こういうふうなふうに思います。

○若林政府委員 最近の雇用失業情勢は、景気の持続的拡大の中で求人が堅調に推移いたしてございまして、求人倍率も一・四倍台の高水準で推移をいたしてございませう、雇用者数も増加を続けておるわけでありませう。完全失業率も二・〇から二・二%の低い水準となっておるわけでありませう、労働力不足の事業所が増加をいたしまして、多くの地域で企業の人手不足感が広がっているわけでありませうけれども、ただいま先生御指摘のように北海道、九州等の一部の地域におきましては、有効求人倍率がまだかなり低い水準にございませう。現在は全国の有効求人倍率、一・四四でございませうけれども、北海道は〇・六八でございませう、九州は〇・九八でございませう。依然として

雇用情勢の改善が緩慢でございまして、全国的に見た地域間格差も大きいわけでありませう。また、全国的には雇用情勢はよくなっておるわけでありませうけれども、総量としての雇用機会不足は解消されなかつたけれども、地域的に良質な雇用機会が乏しいということから、若い方々を中心に労働力が地方から出てきてしまふ、こういう問題も見られるわけでありませう。

今後につきましては、若年の労働力が減少していくなどによりまして、労働力人口の伸びが鈍化していくことが見込まれておるわけでありませう、経済が安定した拡大を続けますれば、全体としては労働力需給は不足基調で推移することが見込まれるわけでありませう。

そういうことで、労働力不足の基調で推移することが見込まれるわけでありませうけれども、しかし、やはり政策的な対応をいたしまして、地域における格差といったようなものが拡大するということは十分に考えられるわけでありませう、こういった点への対応がたいいから十分に行われるべきであるというふうな考えでおるわけでありませう。このような状況を踏まえまして、今後とも雇用対策の適正な運用を進めてまいりたいというふうなふうに考えております。

○岩田委員 今、見通しについてお話がございませう、なかつかその中で心配いたしますのは、全体的にもそうであるが、地域における中高年の対策です。これはなお厳しいものがあるわけでありませう、これから先の対応には十分な配慮をいたしたい、かようにお願いをしておきたいと思ひます。

次に、地域雇用対策の現状についてお尋ねをいたしますけれども、まず政府は、昭和六十四年度の予算で大規模雇用開発モデルプロジェクトにかかわる大規模雇用開発促進助成金というものを支給をされております。これは百名以上の雇用の場の開発を行う事業者に対して助成を行う、こういうふうなことでおる事業であります、私の地元、北九州におきましても、新日鉄が行いました

スペースワールド、これが計画をされて、今オープンをしておりますけれども、この大規模雇用開発モデルプロジェクトの概要及びその事業内容も含めた実施状況について伺いをしておきたいと思ひます。

○伊藤（欣）政府委員 お答え申し上げます。

大規模雇用開発モデルプロジェクトは、地域雇用促進法に基づきます雇用開発促進地域内におきまして、地域の関係者が一体となって推進します大規模で良質な雇用機会の開発を促進するための取り組みに對しまして援助措置を講ずることによりまして、効果的な地域雇用開発の促進及び地域の活性化に資することを目的として発足、運営されておるものでございませう。具体的には、今お話がございませうように、百人以上の雇用の場の開発を行い、かつ地域の経済、雇用への相当程度の波及効果があることなど、雇用開発に特に資するものと認められるものを対象とすることとしていたしております。認定した計画につきましては、関係の道府県、関係の公共職業安定所、計画を策定いたしました事業主等を構成員とする推進会議を設置いたしまして、そのプロジェクトに求職する方々の職業能力の開発、就職の促進を図りまして、計画を完了した事業主に対しては、雇入れ規模が百人以上の場合は二億五千万、二百人以上の場合は五億円の大規模雇用開発促進助成金を支給することといたしております。

この大規模雇用開発モデルプロジェクトといたしましては、これまで北海道のM・レ・ス・ス・キーリゾート計画及び製紙工場の建設計画、先生お話しございました福岡県のスペースワールド建設計画、大分県の一村一品クラフト公園のハーモニランド計画及び熊本県のマリノレジャープール工場建設計画の五つについて認定しているところでありませう。なお、現在まで製紙工場建設計画、及びスペースワールド建設計画につきましては、既に計画を完了いたしました営業を開始しております。そしてこれらの計画によりまして、それぞれスペースワールドは四百七十八名、製紙工

場につきましては百一名の雇用機会の開発が行われているところでございませう。

○岩田委員 次に、先ほども議論がありました、我が国は昭和三十七年に全国総合開発計画が発足いたしました、現在四全総が実施をされているところでありませう。以後、政府として均衡ある国土開発を進めてこられた、こういうことになっておるわけでありませう、例えば地域振興対策につきましては、私の出身であります産炭地域の産炭法を初め、過疎地域対策さらには多極分散型国土形成促進法と、これはたくさん施行、実施をされておるわけでありませう。また、産業振興対策につきましても、特徴的なものは昭和四十年代に、四十七年でありませう、工業再配置促進法、こういったものがかなり出されて、これが総合的に実施されておるかどうかということが一つ問題でありませう、しかし現実としては、一極集中主義というものがあるわけでありませう、非常に疑問な点があるわけでありませう。現状、雇用の問題でいいますと、地域格差はなお依然として解消されておらない、むしろ、申し上げましたような産炭地だとか過疎等はなお厳しい状況にある、こういうことだろうというふうに思います。

そこで、政府は平成二年度の予算で、地域活性化のための地域雇用開発プラン策定援助事業、こういったものを実施をされておるわけでありませう、これを含む過疎地域等開発プロジェクト、これらも創設をして、現在実施をされておるところでありますけれども、これらの事業は都道府県段階で地域雇用開発協議会、これに委託をして事業を推進することができ、こういうふうになっておるわけでありませう、その後、この事業についてどういうふうな実施、運営されているか、その状況についてお尋ねをしたいと思ひます。

○伊藤（欣）政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のように近年、地方圏におきましては、過疎地域を初めとしたしまして、雇用就業の場の絶対数が不足しているというふうな構造的な

雇用問題を抱えまして人口の減少等が生じている地域が見られるところでございまして、これらの地域におきましては、まず雇用就業の場を確保するということが非常に重要となっているわけでございます。このため平成二年度より、過疎地域等の雇用開発の必要性が特に高い地域につきまして、過疎地域等雇用開発プロジェクトというものを新たに設けまして、地域的な雇用構造の改善を図るべく努力しているところでございます。

具体的な事業といたしましては、まず第一段階として、当該市町村の雇用開発のためのプランの策定に必要なソフト面の援助を、お話しございましたように、道府県の雇用開発協議会に委託して行うわけでございます。また第二段階といたしまして、当該プランに基づきます雇用開発の事業の具体的な実施に對しまして、日本開発銀行等政府系金融機関を通じて長期、低利融資などの資金面の援助を行うほか、公共職業安定所、人材リタナーセンターを通じて人材あつせん、さらに、事業主等への委託訓練等による人材育成を行う人材面の援助を行うこととしております。平成二年度は初年度でございまして、現在、第一段階でございまして地域雇用開発プランづくりを全国で二十八市町村を対象として実施しており、今年度中にそれぞれの結果が得られることになっておるわけでございます。今後におきましても、過疎地域を含む雇用開発の必要性の高い地域を対象といたしまして、この事業を効果的に逐次実施してまいりたいと考えておるわけでございます。

○岩田委員 今、御説明をいただきましたけれども、全国でいろいろ活動されているということは資料もいただいておりますが、中でもとりわけ、比較的活発に行われている、そういった報告もいただいております。聞くところによりますと、北海道等ではこれを法人化してやっていますと、北に他の県も、こういった動きに続いて活発化するということもあるやに聞いておりますけれども、これらについて、もうひとつ詳しく協議会の活動、さらには構成等についてお聞かせをい

ただきたい、かように存じます。

○伊藤(欣)政府委員 まず、地域の雇用開発を効果的に推進していくためには、何よりも地域の関係者の皆様方がみずからの創意に基づき、主体的にこの雇用開発に取り組んでいただくことが重要であるわけでございます。そういうことで雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発協議会を設置いたしておるわけでございますけれども、さらに道県レベルにおきましても、具体的な地域雇用開発のための取り組みについて国として積極的に援助する必要があるということで援助策を講じているところでございます。このため昭和六十三年から、地方自治体や労働団体等が構成員となり、当該道県におきまして地域雇用開発の方向やあり方等の検討や提言を行うなど、県レベルで雇用開発の推進に取り組んでいただいている団体でございまして、道府県の地域雇用開発協議会におきましては、まず雇用開発アドバイザー、そういった専門の方を置きまして、関係企業、地域等の相談に応じ、また指導をする、また地域雇用開発の具体的な推進方策とか可能性につきましての調査研究を行う、さらには地域の雇用開発を推進するに必要な、その中核となる人材の育成のための研修会を実施する、また促進地域ごとに置かれております地域の雇用開発協議会との情報交換、意見交換等の交流を行う、また具体的に市町村が雇用開発プランを作成する際のソフト面の援助を行うというような事業を実施しております。国はその活動につきまして指導援助を行っているところでございます。

○岩田委員 今御答弁をお聞きしまして、地域の実情に応じて地域の皆さんの自主的な対応を促す、さらにはアドバイザー等もこれに参加をさしていくという話であります。地方というのは情

報化時代、国際化時代というふうに言われておりますけれども、やはり非常に立ちおくれているというのが現状ですね。どのようにノーハウを指導していくのか、環境をつくっていくのかというものが大変大きなこれから先のポイントになるんではないか。例えば、過疎地においても優秀な、熱心な方々が集まってイタリアと直接デザイン交渉をして縫製業をやるといふようなことは発想として考えられるのですけれども、そういった能力とていふか、いわゆる基盤がないんですね。そうすれば金も物も伝票も、一回東京から外国ということではなくて、直接やれるといふようなことを考えていくことも、やはり国際化時代と言われるこれからの一つの発想であろうというふうに思うのですが、これは私の意見でありますので申し添えておきたいというふうに思います。

大規模雇用開発モデルプロジェクト、さらには過疎地域対策雇用開発プロジェクト、こういったことについて今御説明をいただいたわけでありますが、また労働省として地域雇用に関する指導援助の状況の御説明もお伺いをいたしました。この間の経済変動、産業構造の変化に對して効果のある施策が講じられてきたんではないかというふうに私は評価をするところでありますが、何度もし上げますけれども、中職審の建議にも触れておりますように、それでもなお立ちおくれた地域も相当ある、これが実態であります。私は、これらの状況を踏まえた上で今後なお一層こうしたプロジェクトの計画や実施、展開、こういったものが必要になってくるであろうというふうに思

います。日本は小さな国でありますけれども、やはり小さいだけに地域状況と環境の格差が歴然としていて、これにつきましては、なお地域に際した多角的といふのか、多様なプロジェクトも今後検討されていくのではないかとこのように思いますが、いかがでありますでしょうか。

○若林政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします前に、先生が地域雇用開発協議会の仕事について、なかなか地域にはそういったノーハウを

持っている人がいない、そういうようなノーハウを地域に持ち込んで新しい仕事をつくっていくべきではないかというふうなお話もございました。デザインのとお話もございましたけれども、私も全く御指摘のとおりだといふふうに思います。地域雇用開発協議会の仕事も、いろいろな方面からの人々の知恵を集めて、そこに新しい仕事を創出して魅力のある雇用をつくっていくということであろうというふうに思っております。今後ともそういった方向で地域雇用開発協議会の仕事を盛り上げていきたいというふうに考えております。

大規模雇用開発モデルプロジェクトは、雇用失業情勢が厳しい地域について地域関係者が一体となつて大規模な雇用開発をするものでございまして、また、過疎地域等雇用開発プロジェクトは、雇用失業情勢の特に厳しい地域について、地域の皆さんがみずからの創意に基づいてそういう雇用開発のプランづくりをしようといふものを援助する、こういったことによりまして地域に根差した真に望ましい雇用開発を推進しようというものでございまして。

全国的には雇用失業情勢は改善をされておるわけでございますけれども、先ほど来御指摘のようにな、依然として雇用失業情勢が厳しい地域も残されておるわけでございまして、今後ともそういった地域間の格差が広がっていくというふうなことも考えられるわけでございます。できる限り早く適切に施策を打っていくことによりましてこういったことを解消していかねばならないわけでありまして、このようないろいろなプロジェクトのように、地域関係者が一体となつて主体的にその地域に根差した雇用開発を推進していくことは、ある意味ではますます必要になっていくだろうというふうに考えておるわけでございまして、その意味でこういったやり方の雇用開発の施策を今後とも推進してまいりたいというふうに考えております。

○岩田委員 先ほどから何度も局長が強調されておりますように、この地域間格差をどういうふう
に解消していくのかということについて御答弁が
ございましたが、平成元年度の地域雇用開発助成
金の活用状況を見ても、局長も、九州や北海
道はなおかつ有効求人倍率が上がってないとお
っしゃいましたが、それに比例してこの助成金の
活用状況も群を抜いております。なぜこうい
うようになったかというのは、長いこれまでの、日本
の戦後の歴史といつてもよろしいのであります
が、北海道、九州にいわゆるエネルギーの大部分
を依存してきたということがありまして、昭和三十
年代にこれが転換をいたしまして、しかも内陸
部あたりが空洞化する、なおかつこれらが、放置
されていると言いませんけれども、残っている
、こういう状況を如実に示しているのではない
かと私は思うのであります。

しかし、いずれにしましても雇用情勢の回復が
今もって厳しい地域には、北海道、福岡、東北、
いろいろ指摘がございますけれども、それなりの
事情と構造的な条件というものがあろうとい
うふうに思われます。これらの地域には現在実施
されております諸施策を初め、引き続きこの地域
雇用対策を強力に推し進めることが言うまでもな
く必要だろうというふうに思います。

今般の法改正によって、建議にも示されてお
ります先ほど申し上げましたような地域における施
策、これはどのような影響を受けていくのかお聞
かせをいただきたいと思ひます。

○若林政府委員 北海道、九州等の一部の地域に
ついて依然として厳しい雇用失業情勢が続いてい
る、地域間格差はむしろ拡大しているという認識
をいたしております。こうした地域は総量として
の雇用機会が不足しております、依然として求
職者が多数滞留している地域でございますので、
今回の法律を改正していただきました後におきま
しても、引き続き、事業所の設置、整備を行い雇
用機会の拡大を行います事業主に対しまして、地
域雇用開発助成金でございますとか、あるいは先

ほど来お話のございました大規模雇用開発促進助
成金を支給するなどいたしまして、雇用機会を増
大させるための直接的な手厚い援助措置を講ずる
ことによりまして雇用開発を推進していきたい、
これは従来と同じでございます。

○岩田委員 何度も産炭地の問題を出して恐縮で
ありますが、これは出身であるということより
も、むしろこれは構造的な打撃を受けた地域は
ないだろうというふうに思っておりますから申し
上げるのでありますけれども、産炭地や過疎地域
というのが最も雇用情勢、失業情勢というのが厳
しい。これらの地域の共通点は、たくさんありま
すけれども、今日の問題でいいますと高齢化社
会の問題が一つあると思ひます。これらの地域
は、やはり高齢化社会を先取りをしているとい
う現状にあることは説明の要はないと思ひます。も
う一つは、地方財政の現状は極めて脆弱であ
つて、みずから地域における基盤整備をするとい
う余力がない、こういうことが言えるのではない
かというふうに思ひます。

過日、衆議院では産炭法を通していただきまし
たけれども、この産炭法は十年延長となつており
ますけれども、合わせますと四十年の臨時措置法
になるのです。異例な法律なんです。こうい
うことはあつてはならないというふうに私は思
つておるわけでありまして、なおかつやはり疲弊が
残っている、こういうことだと思ひます。

先ほど、いわゆる各省庁間の連絡協議を大臣も
御答弁になつておられましたけれども、たくさん
の施策が行われておりますが、必ずしも重なる
いかどうかということが一つは問題がある。先
ほど御質問申し上げましたが、だれが何を指導
するのか、ノーハウという問題がありましたけれ
ども、こういった点も今後の地域雇用問題につ
いても重要な問題になっていくのではないかと
いうふうに私は考えるわけでありまして、そうい
った意味で、当該地域にとってはこれから先の地域活性
化の問題というのは切実な問題でありますけれども、
この点につきましては大臣から、これまで

積極的な見解が示されておりますけれども、あ
え方針と決意を表明をいただきたい、かように思
ひます。

○小里国務大臣 率直に申し上げまして、岩田委
員はこの道の専門家であり、かつまた、そのよう
な地域社会を背景にされて造詣の深いところ
をお聞かせいただいておりますのでござい
ますが、ただいま御指摘になりました問題、特に先
ほど局長の方からも御説明申し上げたところでござ
います。依然として雇用失業情勢の厳しい地
域、この一つの地域社会に對しましては、ただ
いま御指摘のように、いろいろ私も制度としてあ
るいは行政事業として経験を進めてまいつてお
る。今一つは法改正、趣旨、目的のもとにいわば
新政策を起こしてまいりますけれども、それを御
指摘のように、これでもか、これでもかと、言
うならば多段階にわたつて集中的にその地域の
雇用開発対策を強力に進めていく必要がある、か
ように考えておるところでございます。

○岩田委員 次に質問を移りたいと思ひます。
現行法におきましては、一定の有効求人倍率等
を基準に雇用開発促進地域等が指定をされてい
る、こういうふうになつておるわけでありま
す。今般の改正によりまして、名称が変わりまし
てあります。法改正の背景としては、先ほどから
も出ておりますように、四年前の経済情勢と現在
の経済情勢並びに雇用情勢が違つたということがあ
ることだろうと思ひますけれども、この改称され
た理由、定義を変更するといふ理由は一休何なの
か、これを御聞かせをいただきたい。

○若林政府委員 雇用開発促進地域と雇用機会増
大促進地域でございますが、両地域の考え方やこ
れらの地域において講ぜられます施策につきま
しては基本的には変わつてないわけでございます
が、その地域が総量として雇用機会が不足してい
る地域であるということをはつきりいたしますと
ともに、構造的に雇用機会が不足している地域を

対象として施策を講ずることといたしましたた
めに、定義規定を若干変更することにいたしました
とともに、その名称も雇用機会増大促進地域とい
うふうにしたわけでございます。

○岩田委員 この地域雇用という名称が使われた
法律というのはこの法律が初めてでありまして、
後ほど時間があれば触れてみたいと思ひますけ
れども、先ほどの坂井委員の御質問にもありま
したが、人を中心とした雇用政策をどうするか、
その意味では雇用基本法みたいなものに発展をさ
せてほしいというふうに私は思つて質問をしてい
るわけでありまして。

次に、今御答弁がありましたように、この名称
を変更することの意味、定義を変えることの意味
について御説明がございましたが、現行法に基づ
くこの雇用開発促進地域、これは附則二条にか
かるみなし地域を含めて当然新法に基づく増大促
進地域に改めて指定されるというふうな考えられ
るわけでありましてけれども、念のために確認をし
ておきたいと思ひます。

○若林政府委員 先生ただいま御指摘のとおりで
ございまして、新法の施行に伴う施行措置とい
つたしまして、現行法に基づきます雇用開発促進地
域はすべて、当初付されました指定期間が終了す
るまでの間、新法に基づく雇用機会増大促進地域と
みなされるということになつております。

○岩田委員 続いて関連した御質問をさせていた
だきたいと思ひますが、現行の雇用開発促進地域
につきましましては、特設短縮期間が決められてい
なかつたと思ひます。一応五年という指定期間が
ございましたけれども、短縮をする、卒業させる
ということとは決めておられなかつた、かように思
うわけでありまして。ところで、今般、雇用機会増
大促進地域というふうになるわけで、それにか
かわつて指定期間を短縮することができ、こう
いうふうになつておるわけでありまして、その理
由は一体何なのか、お聞かせをいただきたいと思
ひます。

この四年間の経済情勢は、何度とも言われておりますように、一変をしたというふうに出ててもよろしいと思います。好景気の持続が記録的なほどに続いている、こういう時代であります。しかしこの間、雇用状況もかつてないほど変わりましたけれども、とりわけ若者を中心とする勤労者の労働に対する意識も多様に変化をしてきた、こういうことも言えるのではないかと。三K時代というふうには言われて久しくなっておりますけれども、いづれにしても、今回の法律改正というのがこういういった好景気のもとに行われる。今般の法改正では、新たに雇用環境整備地域を設定して地域の雇用促進を支援する、こういうふうな目的がなっているわけでありますが、新しい発想として環境整備地域を設定された眼目、ねらい、これらについて御説明をいただきたいと思ひます。

○若林政府委員　全国的に地域の雇用情勢は改善されてきておるわけでございませうけれども、多く

いう強い希望を持っておられるにもかかわらず、新規高校卒業者の場合四人に一人は地域外に出て、県外に出て就職をされるというような実情でございます。多くの都会で働いている方々が、豊かな居住環境を求めて、あるいは自然の環境を求めて、ふるさとに帰りたいという希望を持っておられるわけでありませうけれども、なかなかそういった方々が受ける魅力のある雇用機会と申しま

しいというのが現状でございます。若い方々も専門的な職業等につくことを希望されるわけでございますけれども、現実には地方の職業構造を見ますと、間接的な職業というもののウエートが少のうございまして、直接的な職業というもののウエートが高くなっているというようなことでございまして、やはりなかなか若い方々を引きとめることができないという現状でございます。したがって、こうした人たちの能力にふさわしい職業をつくっていく。

で、量的なものを拡大しようということで政策を進めてまいりましたけれども、ある意味で質的なものを旨とする、こういった方々にふさわしい魅力のある雇用機会を創出していくということを目的としたしまして雇用環境整備地域をつくりまして、この雇用環境整備地域に立地する事業に対して必要な援助を行う、あるいは福祉施設の設置を進めていく、こういったような助成、援助、配慮を行う、こういうことによつて若い方々、Uターンの方々を地域に呼び戻し、定住の促進を図ろうというものでございます。

○岩田委員 次に、今申されましたが、若者の流出現象、これについて労働省がどういうふう把握されているのかお伺いしたわけでありまして、調査室からいただきました資料にも、「大学生の就職実態調査」というのがございまして、時間がありませんから詳しくは申し上げませんが、例えば出身県で就職をすることに對して、視野が狭くなるとか自分のイメージに合う会社がない、それから希望する仕事がない、将来性がない、雇用条件のよい会社がない等々多岐にわたっているわけでありまして、さらに平成三年の大卒の就職先地域の調査も同時に出ておりますが、これなどを見てみますと、首都圏の就職が五四％を超えていますね。これに京阪神を入れますと七〇％を超すわけです。ちなみに、私の福岡県などに首都圏から来る人はたしか一人か二人しかいないですね。これはいろいろな意味で大変であります。雇用問題も大変であります。自治体やその他の企業も大変ですが、頭腦の集積も東京一極集中、これもやはり大変な問題だということに改めて心配をしているわけでありまして、

ところで、こういった実態について労働省はどういうふう把握をされておられますか、御質問をしたいと思います。

○伊藤(政)政府委員 若者はどうして出ていくのであろうか、また若者にとつてどういう職場が魅力ある雇用機会であらうかというふうなことで、労働省の委託調査をしたわけでございますけれども、

も、やはり地方出身者が現に大都市圏で就業をしている。その理由をいたしましては、まず第一に挙げられますのは、地元で勤め先が少ないから、働く場が少ないからというものが四一％でございます。また、自分の能力を生かせる仕事につきたかった、能力に合う仕事がないからといったことでもあるものでございまして、これが三六・八％となっておりますが、このように積極的に大都市圏に志向しているというより、むしろ地元で就業する方が多いというふうな考えられるわけでございます。

また、近年の所得水準の向上、あるいは勤労者の意識の変化等を背景といたしまして、若者にとつて魅力ある雇用機会の条件というのはいくつかあると、経験等を十分に発揮することが期待できる職業であること、また賃金水準や週休二日制等の労働条件面でも一定の相当程度の水準であること、あるいは福祉施設を含めた福利厚生制度及び自己の能力を開発してくれるような能力開発制度が整備されていること、そういうような条件の整ったところが若者にとつて魅力ある雇用機会というふうな言えるのではなからうかと考えておるわけでございます。

○岩田委員 Uターンの志向者というのは年々ふえていくという御説明がございました。これもいまだに資料によりまして、首都圏に勤務する地方出身者の中で、勤労者の三人に一人はUターンの志向希望がある、こういうふうにも言われております。ところで、既にUターンの志向者の動機を見てみますと、両親と一緒に住みたいとか、生まれ育ったところに愛着を持つとか、ゆとりだとか自然だとか、こういうことが主になっておりますけれども、やはり大都市と地方の自然環境の問題、それから物価等の問題、さらには大きくは心の問題、ゆとりの問題、こういったことが言えるのではないかと。そういう意味では、今次長からも御答弁がありました、地域における環境の

整備いかんによつては随分効果があるというのか、人の多様分散が進むのではないかと考えるわけでありまして、したがって、この傾向は続くというふうには思いますが、今若干御説明がございましたが、労働省としてはどういうふう把握をされているのか、今後の傾向も含めてひとつお尋ねをしておきたい。Uターンの志向者の動機、動向、こういったものについて御説明をいただいております。

○青木説明員 先生御指摘のように、平成元年に民間調査機関が調査いたしました調査によりますと、首都圏に勤務する地方出身の勤労者の三四・二％は出身地への就職意向というものを保持しております。また、六十三年に私も委託調査をいたしましたところによりますと、東京におります勤労者のうち、いい仕事があれば地方に移住して地方で働きたい、あるいは老後地方で働きたいと思うなどの何らかの意味で地方志向を有している者の割合というのが四二・七％、四割強に上っているわけでございます。基本的には、こういった傾向はこのままであれば続いていくのだらうというふうな考えでございます。

○岩田委員 高齢化社会の進展、それから自然環境の問題が大変問題になっております。さらに、住宅事情や通勤事情等を勘案すると、それらを背景にUターンの志向者の増加というのは今後も引き続き考えられるわけでありまして、しかしながら、現実問題としてUターンの志向者がUターンの決意するというのはやはりなかなか困難な状況がある、なお多くの問題がある。教育があり、文化があり、生活環境全体の問題があるし、福祉、医療の問題もあるわけでありまして、考えられることはたくさんありますけれども、労働省としては、Uターンの妨げている主要な原因について、総合的に見ますといろいろお答えになっておられると思っております。改めましてお聞きをしたいと思っております。

○伊藤(政)政府委員 労働省が委託いたしました調査結果によりますと、Uターンの就職など地方就

業が困難な理由としては、まず自分の希望する仕事がないというものが六三・七％、三分の二ぐらいあるわけでございます。また地方の求人等の情報が少ない、どういった職場があるのか、そういうような情報が少ないというものが五六・七％となっております。Uターンの志向者が地方に望む環境整備をいたしまして、まず自分に合った仕事の場というものは当然でございますが、交通及び生活の利便さ、公共施設、上下水道、病院等、文化的な活動のための施設、子供の教育環境等に関するものが先生御指摘のように多くなつておるわけでございます。そういうことから見ますと、やはり総合的に見まして、地方においては勤労者の個人に合った雇用場の少ない、あるいは医療、文化、教育等のいわゆる定住条件が十分であるということがUターンの妨げる理由になっているのではないかと考えられるわけでございます。

○岩田委員 中央職業安定審議会の建議では、「地方圏においては、高度な技術や技能を有した勤労者を受け入れるに足る雇用機会、文化施設や医療・教育施設の整備を含めた定住条件、種々の情報に接することによって行われる自己啓発の機会が十分でないことから、地方圏での定住に踏み切れないというケースが多くあることも指摘されている。」というふうなことにこの建議では指摘をしておられますけれども、若者の地方定住あるいはUターンの実現するにはやはり多面的な対応、つまり総合的な地域づくりといったものがなければ、個々の政策をそれぞれにやってもたがなだけでは大した効果、意味をなさないとこのことはこれまでの施策でも明らかであります。それには地元自治体、企業、こういったところの積極的な参加は言うまでもありませんけれども、何よりも労働省を中心とした他省庁との連携が不可欠であることはもう言をまたない、かように思うわけでありまして、この点について労働大臣の決意のこもった御答弁をお伺いしたいと思います。

○小里国務大臣 先生御指摘のように、若者の地元定着あるいはUターン等を促進するためには多面的な対応、あるいはまた、その地域の個性に応じたいわば地域政策づくりと申し上げますか、そういうような広範な一つのすそ野に立たなければいけない、そういうお話でございしますが、全くそのとおりであろうかと思ひます。同時にまた、これらの若い人たちが魅力を持ち、そしてまた、能力にふさわしい一つの雇用開発、その道を講じていくことが必要であるわけでございまして、先ほども先生御指摘でございましたように、例えば教育、医療、文化、そのほかいろいろな生活環境等の整備を進めていかなければならぬということをお話でございましたが、まさにそのように認識いたしております。

したがって、新法の施行に当たりまして、いわば地域の政令指定や私どもの指針の策定におきましても、その段階で関係省庁と十分な連絡をとりまして、そして協議を行いなから、ただいま申し上げましたような意味におきまして、その地域の産業政策はもとより、その他の地域振興施策とも連携をとって対応していかなければならぬ、かように考えております。

〔石破委員長代理退席、委員長着席〕

○若田委員 ぜひ御努力をいただきたいと思ひます。

昨年の十二月の十四日、十五日、社会党は地域介護システムの問題につきまして、大分県の西国東郡の真玉町というところに視察に行つてまいりました。私も参加をしてきたわけでありますが、ここは人口が四千六百七十九人、高齢化率が何と二八％になつておるわけですね。それから、十年後のいわゆる統計上の予測によりまして高齢化率は五〇％を超えることは間違いない、こういう状況です。全国でも有数の高齢化社会を形成しているわけですね。農村地域であります、減反で百姓をする、農業をする若手がいないのです。お年寄りはお年寄りの生活実態について私も幾人

かの方々、お年寄りとお会いしてまいりましたが、そこでは比較的高いという方が多いですね。私はおやじが生きていたうちにぜひとも帰らうと思つて田舎に帰つてきました。息子や娘は北九州や大分や大阪に行つています。大体そんな調子なんです。そして、自分たち夫婦はもうここで、この自然の中で余生を送りたい、終わりたい。息子が娘が別府に出てこいとか大分に来ないとかかというのがあるけれども、もうあんなところには行きたくない、あんなところというか都会には行きたくない、ここで余生を送りたい。かといつて、かつてのように定年間に近くなつて、定年になつたら帰つて後を継ぐとか農業するとかという農業がないわけですかね、こういう状況なんです。じゃあ、おじいちゃんおばあちゃんは今後どういふふうにするんですか、動けなくなつたら何とか考えていきましょうというのんびりした御返答もありましたけれども、町長さん以下この地域活性化には大変なわけなんです。

そこで、今大臣が御答弁いただきましたが、大規模開発プロジェクトができる、今回の促進地域ができる、そして、その他幾つかの過疎山村などがありますけれども、それでもなおかつ残つていく、こういった地方をどうするか。この愛情もった目でもって地域活性化のための御努力をしてほしい。大分に行つてつくづく再確認をしたのは、高齢化社会というのはやっぱり雇用問題ではないか、こういうことなんです。先ほどもお尋ねした中にあるわけですが、Uターン志向者の中で、また、このUターンを現実にして地域に帰つた方の中で比較的多いのは、両親と一緒に暮らしたい、これはやっぱり日本人として安心をいたすわけでありまして、高齢化社会は突き詰めていくとやっぱり雇用の問題ではないか。したがって、そういう意味では労働省の果たされる役割は極めて大と言わざるを得ない、かように思ひますので、改めて御要望しておきたいというふうに思ひます。

次、今般この法律を改正をして新たに実施さ

れようとしております施策は従来のものと違ひまして、従来は失業の予防とか失業者の再就職の促進、言つてみれば消極的な側面が多かつたのではないか。今回のそれは地方に魅力をつくる、こういった雇用政策で積極的に取り組まれようとしている。しかも、大臣の御答弁もありましたように、労働条件や生活環境も含めた幅広い視野を入れた積極施策であらう、こういった点では評価をするわけであります。そうすると、この法律の目的規定、先ほども若干環境整備地域についての御答弁ございましたけれども、法律の趣旨がはつきりわかるように改めたらどうかというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○若林政府委員 今回の改正は、御指摘のように、従来の施策と異なりまして、全体としては雇用機会の不足が解消された地域について魅力ある雇用機会をつくるということを促進していくというものでございます。

で、目的規定につきましては、今回第一条におきまして、新たに雇用環境整備地域というもののについても地域雇用開発のための措置を講ずることを明記することにいたすとともに、この地域雇用開発の概念につきまして、二条において、従来の内容、つまり総量として雇用機会が不足してあります地域について雇用機会を創出することに加えて、魅力ある雇用機会を創出することをも含むような措置を講じたわけでございます。

いずれにいたしましても、これらの施策はいずれも究極の目的としては労働者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする、これは第一条に書いてあるわけでありまして、「もつてこれらの者の職業及び生活の安定に資することを目的とする」というふうになつておるわけでございまして、現行法の目的規定に十分含まれているというふうに考えまして、この部分につきましては特段改正する必要はないと判断したものでござい

○若田委員 この間労働省は各般の施策を講じてまいられたわけでありまして、この法律の改正で一方新たな雇用政策が展開される、こういうことになるわけでありまして、四つの区分を指定して、均衡ある雇用を目指していく、こういうふうになつておるわけであります。さらには、雇用というのは産業政策と表裏一体のものでありまして、ぜひとも総合政策、地域の基盤整備にも特段の配慮を払つた御努力をお願いしておきたい。さて、何度か出ておりますけれども、やはり東京一極集中という問題は大きな問題でありまして、今回労働省が推進していることとする政策構想とも密接に関連をする問題である、かように私は思ひます。中職審の建議でもそのことは触れざるを得ない、こういうふうになつていくところではないかというふうに思ひます。いろいろな多極分散型の国土形成をしてきたけれども、なおかつこの人口集中は依然として進行している、問題の大きさを指摘しておられるわけでありまして、土地の問題等々ありますけれども、資本の論理というのは、水の流れと同じようにお金が集まるところ、人が集まるところ、流通がいいところ、ますますこれは集中するわけでありまして、したがって、結果今日のような状況になつていくわけでありまして。

国会の冒頭で海部総理大臣も、今の経済は維持しながらもやはり国民一人一人が平等で公正な社会をつくつていかなければならぬ、こういうふうにも言われておりますが、これを図るためには果たしてどういふふうにしていくのか。多極分散の問題というのは労働省も大変大きな課題ではないか、かように思ひます。それで、こういう問題意識のもとにおける労働行政が果たす役割について大であると思ひますが、御答弁をいただきたいと思います。

○小里国務大臣 地域に産業を興しまして経済を活性化する、言うなれば、ただいまお話のございました一極集中を多極分散の方向に展開をしていく、その上におきまして労働行政、殊に地域にお

きまする労働者の雇用開発ということとは非常に重要な側面を持つておる、したがって、そういう観点から労働行政はもう少し地域の総合振興計画等に積極的に参加するべきではないか、また、そういう意欲を持つべきであるという一つの啓蒙を含めました先生の御指摘でございます。まさに御指摘のとおりでございます。今次の法改正を皆様方の御了解をいただきまして成立を得ましたならば、今回の法改正の趣旨もまたその方向にございしますから、大いに地方の開発、発展のためにも貢献を申し上げていく、こういうような心得で当たらせていただきたいと思います。

○若田委員 ありがとうございます。

国土開発の問題、それから多極分散の問題というのは、日本だけではなくて先進諸国が抱えている共通の問題でもあるわけですね。例えばフランスのパリでどういふふうにしていくのか、ロンドンでどうなのか、それからドイツのボンがどうなのか、いろいろ国土計画の中で多極分散という問題が問われているというふうには私は思うわけであります。例えばイギリスにおいては戦後、一九四五年に工業配置法というのができておりますが、これが一九六〇年には地方雇用法に変わるわけですね。時間がございせんから多くは申し上げることができませんけれども、地方雇用法に工業配置法が変わった幾つかの特徴点を私なりに申し上げます。時間がございせんから多くは申し上げることができませんけれども、地方雇用法に工業配置法が変わった幾つかの特徴点を私なりに申し上げます。

大都市集中の規制が行われている。それから政府自身が地方開発に当たってみずからの機能を分割りから一極になるべく集中をする、こういうことも大胆にやられている点がございます。こういったことが私の感想であります。が、勤労者を大事にする、労働者を大事にする。極端に言えば、日本のように不況になって産業が

東京に移る、臨海地方に移る、そうしたら労働者がそれに後追いしていくんじゃないかと、労働者がいる、勤労者がいるところに産業を誘致する、こういった点では勤労者、人を大事にするというところが大変問題になって、さらにそれに福祉政策が加わって地方雇用法になっていったんではないかというふうにも思うわけであります。東京についてはどう規制するかというのは大変な問題でありますから、これは私はきょう議論することを考えてはいないわけでありまして、諸外国の状況についてもひとつ御覧をいただければというふうに思います。

最後になりますけれども、今般のこの改正によりましてぜひとも、先ほど申し上げましたように、私の理想であります、地方雇用法ではなくて雇用法というふうな、いわゆる豊富な政策、法律になっていくような、そういうことを念願をしておる、こういう心境でございます。ある意味では日本の雇用政策というのは産業政策の副次的なものではなかったか、私はこういうふうに言いたいわけでありまして、労働力の尊重の時代、こういうことも言われておりまして、確かに労働市場の構造的な基調変化の中で、方向も変わり出した、こういったときであるからこそ、労働省がむしろ各省庁を引っ張っていく時期になってきたのではないかと、こういうふうには私は思うわけであります。

先ほど御答弁いただきましたが、再度、最後に労働大臣の決意をお聞かせいただき、私の質問を終わりたいと思います。

○小里国務大臣 最後の締めくくるところで、大変基本的な私どもの労働行政に携わる要諦と思われるところを御指摘いただいております。言いかえしますと、労働行政はいよいよ重要な国家政策の最たるものになってきた、したがって、根幹である、そういう御指摘でございます。特に先生お話がございましたように、従来はえてして国の経済産業政策の受け皿の一つの立場にあったかとの御指摘がございましたが、決してそ

れを否定できるものでもなからうと思う次第です。むしろ、今日におきましては労働市場のいわば構造的変化等を考えてまいりますと、産業優先の時代から労働力尊重の時代へと誇りを持って、自信を持って、そして国民の期待におこたえしなければならぬ、かように考えております。

○浜田委員長 午後零時三十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後零時三十三分開議

○浜田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。網岡雄君。

○網岡委員 午前中同僚議員から、雇用情勢そして従来の雇用開発促進地域についての質問がございました。私は、今回の法律改正によりまして新たに設けられることになりました雇用環境整備地域について基本的な考え方をお尋ね申し上げ、かつ雇用環境整備計画の策定、同時に雇用環境整備基金の運用などについてお尋ねをしてみたいと思います。

まず最初でございますが、この法律によりまして新たに雇用環境整備地域というのが設定されることになったわけでございますが、この環境整備地域になりますためには、その前提の条件といたしまして、まず特定雇用機会不足地域の政令指定を受けるといことが前提条件となっております。さらにもう一つの条件としては、都道府県、関係市町村協議の上でつくられる地域雇用環境整備計画がつくられて、これが労働大臣の承認を得た段階で雇用環境整備地域というのが生まれることになるわけですね。

まず第一にお尋ね申し上げたい点は、雇用環境整備地域になる前提条件といたしまして、特定雇用機会不足地域というのが政令で指定されることになっておるわけでございますが、この指定をされる際の指定基準というものは一体どういう内容

を持っているものか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○若林政府委員 特定雇用機会不足地域といたしましては、人口等の一定の集積がある一つの労働市場圏としてのまとまりのある地域であります。また、全体としては雇用機会の不足が解消され、また、労働力の移動状況を見るために求人倍率等の不足状況を見るために職種別有効求人倍率等、また、労働力の移動状況を見るために求人倍率等の域外就職率等を勘案することといたしております。

○網岡委員 そこで、重ねてお尋ねをいたしますけれども、雇用環境整備地域の定義といたしまして、今御答弁にもありましたが、「その適性、能力、経験、技能の程度等とふさわしい職業に就くことを促進する必要があると認められる求職者に係る」ということで法第二条第一項第三号の二に規定されているところでございますが、これについては具体的にどのようなものが考えられているか。特に今御答弁にもございましたが、望まじき職種というものがどういふものを実際に地域の若者が望んでおるのか、雇用側の考えというものを、この際、労働省がどういふふうにして把握をされているか、明らかにしていただきたい。

○伊藤（欣）政府委員 お答え申し上げます。若者がその地域から大都市圏へ流出していく原因の一つとして、その適性、能力にふさわしい適した雇用機会が乏しいということが挙げることができるといふことがございます。具体的には各地域それぞれによってその特性、状況が違いますが、異なるわけだろとは思いますが、一般的に申し上げると、それはやはり専門的、技術的な職業あるいは事務的な職業といった職種にかかわる雇用機会が不足しているのではなからうかと。いうことで、雇用環境整備地域においてはこうした職種の雇用機会を創出していききたいというふうに考えておるわけでございます。

○菊地(好)政府委員 お答えいたします。

労働省では、地域ニーズ、特に地域の中小企業やその労働者のニーズへの対応を重点といたしまして各種の職業能力開発施策を展開しているところであり、特に本法により指定される地域に対しては数々の配慮をする所存であります。

まず、教育訓練を計画的に行ったり労働者の自己啓発の努力に對しまして援助を行う事業主などに対して、訓練コストや賃金の一部を助成する生涯能力開発給付金等の積極的活用を図っていくことはもちろんでございますけれども、御指摘のございました公共職業訓練施設における現に働いている在職者などの訓練につきましては、その地域の訓練ニーズを踏まえまして、訓練科目あるいは訓練を受ける時期あるいは訓練の期間、長さなどを設定するなど公共訓練の一層の推進を図っていくこととしております。

さらに、多様な職業能力開発の場を提供するための施設でございます地域職業訓練センターを設置する場合には、当該指定地域に對しまして特別の配慮を行い、そして中小企業の高付加価値化のために計画的な人材育成を行う中小企業人材育成プロジェクトにつきましては、対象団体としての優先指定を行うなどの手厚い措置を講ずるほか、教育訓練を行う民間事業者に対する施設整備のための低利融資を行うこととしております。

このように地域ニーズに對した職業能力開発施策を行政、民間が一体となって弾力的かつ積極的に講ずることによりまして、雇用環境整備地域における職業能力開発ニーズに十分こたえてまいりたいと考えております。

なお、特に御指摘のあった点と関連しますが、地域に必要な職業能力開発を図っていくためには公共職業訓練施設の果たす役割には重要なものがあると思っております。今後のあり方を含めまして、公共職業訓練全般のあり方について現在

関係審議会でも御議論いただいているところでございまして、その報告を踏まえながら、御指摘の点を参考にしながら対処してまいりたいと考えております。

○綱岡委員 これは私の考え方を述べて、ひとつ参考にながら職業訓練行政に努力をしていただきたいと思います。

公共職業訓練施設が中心になることは当然でございますが、しかし、先ほどもお話がございましたが、中小企業人材育成プロジェクトというのは民間の特に中小企業が行う職業訓練の場といたしましては非常に重要な役割を持っているところでございます。したがって、やはり公共の職業訓練と民間の職業訓練が両輪のように回転をするということが大事でございますので、その辺も頭に入れながら、全体の能力開発が前進するようにぜひひとつ心がけていただきたいということを申し上げておきます。

次に、地域雇用開発指針の策定に当たっては当然関係省庁の諸施策との連携が大切だと思うのでございまして、この点について労働省側のお考えをお聞きしたいと思います。

○若林政府委員 地域雇用開発指針の策定に当たりますと、法律上も第六条三項におきまして関係行政機関との協議が義務づけられておるわけでございまして、これによりまして関係省庁との諸施策の連携が図られるわけでございまして、私ども、そういった形で関係省庁との連携に努めてまいりたいと考えております。

○綱岡委員 今まで、地域雇用開発指針の問題、それから週休二日制を中心といたします労働条件の改善に特に意を用いながらやってもらうという問題、それから職業訓練の問題、それから今の地域雇用開発指針の策定に当たって関係省庁との諸施策の連携が非常に大事だということでは中央職業安定審議会でも建議の中で明確に入れられているところでございまして、この際、労働省の最高の責任者であります労働大臣の所信をお伺いしたいと思っております。

○小里國務大臣 先生御指摘の週休二日制の問題、あるいはまた各地域におきます経済産業政策と十分連携をとりながら進めていく、あるいはまた、ただいま具体的に地域雇用の策定を進める上におきまして指針づくり等においても十分地域と連絡をとって進めなければならぬという御指摘、全くそのとおりでございます。先ほどからもうもろもろ局長が答弁申し上げましたような姿勢におきまして、十分御指摘のことを留意しながら進めてまいりたいと思っております。

○綱岡委員 それでは、問題の地域雇用環境整備計画について若干お尋ねをしてみたいと思っております。

地域雇用環境整備計画は、従来の雇用開発促進地域では一定の条件のある地域を政令で指定し、必要な援助措置が講じられていたわけでございまして。今回新たに設けられることになりました雇用環境整備地域につきましては、特定雇用機会不足地域、先ほどの質問の中にも申し上げましたけれども、不足地域として政令で指定するだけではなくて、当該都道府県に地域雇用環境整備計画を策定するというのが実は必須条件になっているわけでございまして、これを承認するということになって初めてこの条件が整っていくわけでございまして、承認制というところまでのこのようになっていますが、承認制というところまで、労働省側のシステムがとられたということは、労働省側の判断としては一体どういう判断があつてこういう制度をつくられたのかという点についてお尋ね申し上げたいと思っております。

○若林政府委員 現行の地域雇用開発促進法の制度は、量的に雇用が不足しているところについて雇用を創出していくというものでございまして。この地域については政令による地域指定というものに係らしておるわけでございまして、承認はございませんが、今回の雇用環境整備地域においては魅力ある雇用機会を開発して若い方々の地元就職やUターン就職を促進していくということについては、地方公共団体等地域関係者の自主的な創意や努力が不可欠でございまして、国としては

こうした地域の自主的な創意と努力を支援する形で施策を講ずるということにいたしております。ここが基本的に違つておるところでございまして。そこで、雇用環境整備地域としての客観的条件を満たしておる、それは政令で指定してということになるわけでございまして、それに加えて、地元の熱意と努力、創意の上に立った自主的な計画の策定を求めまして、国としてこれを承認して援助、助成を行う、こういう構成にしたものでございまして。

○綱岡委員 御答弁があった理由につきまして、私どももある程度理解をするわけでござい

後でちょっと申し上げますけれども、次に質問をいたします。地域雇用環境整備計画に係る第二条第四項の政令で定める期間としては、一体どれぐらいの期間を想定されておみえになりますか。

○伊藤(欣)政府委員 今回の雇用環境整備地域におきます地域雇用開発も、現行法の雇用開発促進地域の場合と同様、都道府県の策定する計画に沿いまして中長期的な視点で行われるものであるというふうに考えております。したがって、施策を講ずべき期間も現行の雇用開発促進地域と同様に中長期的な期間を考慮すべきであり、したがって、政令で定める期間としては五年程度の期間を予定しておるわけでございまして。

○綱岡委員 次に、整備計画の策定及び実施に当たりまして、当該地域の労働団体を初め関係労使の意見を十分反映させるようにすることが非常に大事なことだというふうには私は思っておりますが、この点についてどのようにお考えをしておりますか。

○若林政府委員 雇用環境整備地域に對します施策は、地域の自主的な創意及び努力を前提として地域のさまざまな自主的な動きを支援しようというものでございまして、その効果を高めるためには、地方公共団体、労働組合を含めた労使関係者等地域関係者が広く協力することが肝要であるというふうに考えております。地域雇用対策につきましても、従来からも労働組合関係者にも御参加

をいただいております地域雇用開発協議会や審議会等の場を通じて広く関係者の協力を得て施策を進めてまいりましたわけでございまして、新法の実施に当たりましては、指針及び計画の策定段階、実施段階においてこうした場を通じて関係者の意向が十分反映するように配慮してまいりたいというふうに考えております。

○綱岡委員 次の質問に移ります。

従来、雇用開発促進地域におきましては、地域雇用開発を効果的に推進するために地域の労働団体も参加する形で地域雇用開発協議会活動が運営されてきたわけでございまして、今回設けられようとしている雇用環境整備地域につきましても、従来の雇用開発促進地域について都道府県雇用開発協議会、それから市町村段階での地域雇用開発協議会の設置が指導されてきたように、新たな観点から都道府県地域雇用開発協議会や地域雇用開発協議会のような組織の設置を推進すべきだということに思いついてございまして、基金の運用などでもその位置づけがやや漠然としておられるように思いますし、労働組合の立場からいいますとその辺がかなり心配をされているところでございまして。したがって、この都道府県地域雇用開発協議会それから地域の雇用開発協議会というものはこれからもあるわけですが、こういう中で労働組合側から発言された問題について今後一体どういうぐあいに労働省が対応なさっていくか、前の答弁を踏まえながらひとつ御答弁をいただきたい。

○若林政府委員 今回の雇用環境整備地域の設定に伴う地域雇用対策の推進につきましては、基本的に地方公共団体、労使関係者等地域関係者の意向が十分反映するように配慮してまいりたいというふうに考えております。この点は先生御指摘のとおり審議会の建議においても触れられていたところでございます。雇用環境整備を推進する組織につきましても、地域の実情に応じてそれぞれの地域において判断されるべきであるというふうに考えておるわけでございまして、その際、労使関係者の意向が十分に反映されるように指導してまいりたいというふうに考えております。

保者の意向が十分に反映されるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○綱岡委員 ぜひひとつ今後で述べられた点については特に留意をしていただいて、運用の面でこれは注意をしてやっていただきたいということに要望します。

次に、雇用環境整備地域において直接的に雇用機会を開発するための措置として雇用環境改善モデルプロジェクトや開業などの融資が用意されているが、それぞれについて措置の内容及び要件がどんなものか、この際お尋ねをいたしたいと思っております。

○伊藤(欣)政府委員 お尋ねの点につきまして、まず開業等の融資につきましては、雇用環境整備地域において事業所を設置、整備して地域の雇用環境整備計画に適合する職種等の雇用機会を提供する事業主に対して低利の融資を行うこととするものでございまして、また、雇用環境改善モデルプロジェクトは、こうした雇用機会の開発を行う事業主であって、かつ当該地域の雇用開発に当たって地域におけるモデルとなるような事業主に対して、五年間にわたる総額一億円の助成金を支給しようというものでございまして。

○綱岡委員 次に、雇用環境整備地域の中で何らかの意味で雇用機会が不足している地域であり、直接的に雇用機会を開発するための措置を講ずることが重要であることから、地域雇用開発助成金あるいはこれと同様の効果を有する助成金を措置すべきだと思っておりますが、どうでしょうか。

これは先ほどの質問をいたしました中で、中央職業安定審議会の建議の中にもありますが、地域の自発的な創意といいますが、そういうものを特に強調なさっておいでになるわけですが、私はこれは別に否定するものではないと思っております。ですが、極端に言う、地域の自発的な創意というものが、地域に頼りというところになる、やはりこの新しい時代での雇用創出をしていく内容を持った本法案の中身というものが相当薄められていく可能性が出てくるわけでございます。そういう意味で、私、今こういう質問をさせていただいたわけでございますが、そういう意味で、今言った質問をしていただいておりますが、それらの点について労働省側のお考えをこの際明らかにしていただきたいと思います。

○伊藤(欣)政府委員 雇用環境整備地域におきまして助成金が、魅力ある雇用機会としてのモデル性のある事業主に限って支給されるのに対し、まして、先生先ほど御指摘の地域雇用開発助成金というものは、広く雇用機会を提供する事業主全体に支給されることになっておるわけでございまして。これは、現行の雇用促進地域が全体として雇用機会が不足しており、求職者、失業者が多数滞留していることにかんがみまして、とにかく雇用機会を増大させるために、より直接的な手厚い措置が必要だという考えからでございます。

しかしながら、今回の雇用環境整備地域におきましては、その地域における自主的な創意や努力が基本であり、それを支援する形で施策を講ずるべきだというのが基本だと考えているわけでございまして、こうした考えから助成金の支給をモデル事業に限定しているわけでございまして。けれども、先ほど申し上げました開業等による低利融資を支援するための基金制度、この基金制度の運用によつて、地域の自発的な活動を財政的にも御援助できるのではありませんか、そういう基金の創設についての援助、そういう形で広く援助をした、こういうことで考えておるところでございまして、これらの制度を活用していただければ、地域雇用開発の推進に十分な効果というものを果たすことができるのではなからうかと考えておるところでございまして。

○綱岡委員 次の質問に移ります。

雇用環境整備基金の方に質問を移していきますが、基金の創設につきましては、基本的には私ども評価をしておるところでございまして。しかし、その内容については、なお若干不明な点もあるわけでございます。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、法律条文には基金については実は一カ所しか出てこないわけでございます。「事業主に対する資金の融通の円滑化」など第七條の二第三項に規定がありまされども、つまり第二十一條の四において、これを行う者のその業務に係る基金への拠出金については、損金扱いをする、税制上の恩恵を与えるということのようでありまされども、この基金を創設する目的と使途をこの際お尋ねをいたします。

○若林政府委員 雇用環境整備地域におきまして地域雇用開発を促進いたしますためには、地方公共団体等地域関係者の主体的な取り組みが不可欠でございますが、この基金は地域関係者のこういった主体的な取り組みを推進するものになると考えております。

基金によつて行います業務といたしましては、一つは債務保証でございます。第二は雇用情報の提供等の人材確保事業でございます。三は調査研究でございます。

第一の債務保証業務は、雇用開発に当たりまして福祉施設を設置、整備することが重要であることにかんがみまして、それについての債務保証を行おうというものでございまして。

二点目の雇用情報の提供等の人材確保事業でございますが、雇用環境整備地域求職者のための雇用機会を開発する一方で、その地域の求人情報を入手することが困難な、大都市圏などその地域以外に居住する求職者に対して、そうした求人情報を提供すること等を目的といたしております。Uターンの人材確保事業でございます。

三番目は調査研究業務でございます。雇用環境整備地域におきまして地域雇用開発を促進するための方策に関する調査研究を行おうというものでございまして。

○綱岡委員 そこで、さらにお尋ねいたしますが、基金創設への援助措置としては、一体どういうようなことを労働省としてはお考えになっておりますか。

○若林政府委員 まず一点といたしまして、基金への出捐を行います地方公共団体に對しましては、三年間で計四億円を限度といたしまして、補助率二分の一の補助金を交付することにいたしております。

二点目といたしましては、基金に對しまして負担金を支出いたします事業主等に對しましては、税制上の特例措置を適用する等によりまして支援を行うことを考えております。

○綱岡委員 次に、雇用環境整備計画の策定と雇用環境整備基金の創設、造成とは、実は両々相まって所期の目的が初めて達成されると思うのでございませう。両者がセットとなったものと私は考えるのですが、そのことについて労働省側としてはどんなお考えを持っていますか。

○若林政府委員 法律制度上は、基金につきましても必ずこれを創設しなければならぬという仕組みにはなっていないわけではございませう。しかしながら、先ほど来お答え申し上げておりますように、基金は地方公共団体等地域関係者の主体的な取り組みを促進することが期待されるものでございませうので、その創設については地域関係者が取り組みをすることをお勧めしては期待をいたしております。

○綱岡委員 次に、この基金の管理運営については、聞くところによりますと、公益法人を設立してそれが当たるということになっているようでございますが、これらの点についてどうでしょうか。

○伊藤(欣)政府委員 基金を設置される団体といたしましては、基金によって行われることになりまして、先ほど局長から申し上げました債務保証制度、雇用情報の提供等の人材確保の事業、調査研究等の事業、もろもろのものがあるわけではございませうけれども、これらの事業を適切に実施し得ることが見込まれる、かつ、基金でございませうので、適正に基金の管理をなし得ると認められるというようなことから、先生御指摘のように公益法人を想定しているところでございませう。

○綱岡委員 次に、先ほどちょっと質問の中で申し上げたのですが、この基金は公益法人ということになることもございまして、この基金の管理運営につきましても、直接的には労働組合の代表がその公益法人に入つて物を言うということではできるところとできない地域となると思いますが、私も心配しているのは、そういうところに発言の足場というものがなくなる心配というのはかなり私はあるというふうに思うのでございませう。

そこで、ある労働組合の代表が公益法人の中の役員として入って発言ができる場が確保されている場合はいいのですが、地域によってはそうではない場合もある可能性もあるわけではございませうが、その場合でも中職審、中央職業安定審議会の際に職業安定局長が御答弁になっていまして、労働者側の代表の発言というものの、意見というものを酌み取ることにしては御答弁をなさつておるわけではございませうが、こういう基金の運用、使用の方針についてやはり労働者側の意見が反映できるような方法というものをぜひひとつこれは確保していただく、ある程度そういう物を言えるような状況というものを何らかの形でやっていただかなければならぬと思つておりますが、一体公益法人の中に入らなくて、ある地域については労働者側の意見というものがどう反映されていくのか、その辺のところを労働省としてどういうお考えになっておりますか。

○若林政府委員 地域雇用環境整備計画の策定段階、実施段階等におきまして、地方公共団体あるいは労働関係者等の地域関係者の意向が反映されるようにすることが基本であるというところは申し上げたとおりでございませうが、この基金の運用に当たりまして、労働関係者等地域関係者の意向が十分反映されるように配慮してまいりたいというふうな考えでございませう。

○綱岡委員 その点でございませうが、要望も含めてちょっと御質問申し上げたいのでございませうが、先ほど申し上げたように、都道府県協議会、それから地域の協議会、こう二層、二層になつていませうね。ここへは労働省の代表は入れませうね、そこで、その協議会で当然資金の、基金の運用についても私はやはり発言をされると思つてございませう。その場合に、基金にはおらぬわけですから、そのおらぬ場合に、例えば県の段階で行けば、知事を代表して労働部長なら労働部長あるいは労働調整の機関の長とかそういう方が入つておられると思うのですが、あるいは市町村の長とかそういうのが入つておられる。そういう人たちがその協議会で労働者側が発言したことについてそれぞれ行政の守備範囲の中で物が言えるという、ポストを通じて、今言った労働者の意見が反映されるように具体的な保障となつた運用がされること、言葉ではなくて大事だと思つてございませう。その辺について、今後の課題でございませうけれども、労働省は、具体的にあれですが、これはどういふお考えを基本的にお持ちになつておられるか、その辺をお聞かせいただきたい。

○若林政府委員 この雇用環境整備地域につきましても、基金をつくるという場合には、先ほど申し上げましたように公益法人という一つの形ができるわけではございませう。しかし、そのほかにつきまして、現在ございませうような雇用開発会議といったようなものができかねないか、これはそれぞれの地域の判断によるわけではございませうけれども、いずれにいたしましても、先生今御指摘になりましたような形の労働関係者の意向が十分に反映されるような形を実現していくように、今後私ども、その辺は十分知恵を出してまいりたいというふうな考えでございませう。

○委員長退席、石破委員長代理着席

○綱岡委員 それでは、最後でございませうが、労働大臣から最後の締めくくりの御答弁ということにさせていただきますわけではございませうが、今まで申し上げました雇用環境整備地域の問題あるいは雇用環境整備計画の問題、それから基金の運用について、特に私が前に質問いたしました問題、そういうことについて最高の責任者である労働大臣としてどうされるか、この際、所信を明らかにしたい

ただきたいと思ひます。

○小里国務大臣 新法を推進する上におきまして最も基礎的なところを先生御指摘いただいております。次第でございませう。

ただいまお話がございました環境整備にいたしまして、あるいは基金問題にいたしまして、また、先刻お尋ねがございました地域の産業、経済、政策等もろもろの関係機関、団体等との連携等におきまして、当然のことその地域全体が主体的に意欲を持ち、そしてまた一つの方針を持ち、自立、自主的な一つの行動、姿勢というものが最も基本にならなければならぬわけではございませう。そういう観点から申し上げても、ただいまお尋ねの労働関係者の意見を十分反映させる、これは最も大事な一つの基礎である、かように考えております。もろもろの機関、機構あるいは会議、いろいろな機会等が設けられるでございませうが、先ほど局長答弁のとおり、可能な限りそれらの意見が採択、反映されるように努めなければならぬ、かように思つております。

○綱岡委員 質問を終わります。あとは、永井先生にお任せいたします。

○石破委員長代理 永井孝信君。

○永井委員 大臣、最前我が同僚の岩田議員の質問に對しまして、最後に非常にいい答弁をしていただきました。産業優先ではなく労働者優先の労働行政を進める、思はず拍手をしたのであります。労働省ここにありという対応をまず求めていきたいと思つております。この地域の活性化、経済振興のための地域雇用の開発は極めて重要でありますから、その立場でひとつ重ねて強く要望しておきたいと思つております。

しかし、その片方で、大臣が言われておりますように、労働者優先の労働行政を進めるとされておられるのであります。現実、この社会の中では、三K問題と言われるように非常に汚い仕事、きつい仕事、危険な仕事、こういうことがたくさんございまして、そこに働く労働力が極めて不足して

いるという事態にあります。そんな中で、今回広島で例の橋げたの落下事件というのが起きました。この事故は極めて労働省にとっても大きな問題だと思っておりますが、この事故に関して大臣はどのような所見をお持ちになっているかお聞かせください。

○小里国務大臣 日ごろ私も労働省といたしましても、労働災害防止は最も重要な重点事項である、かような観点に立って進めてまいっております。ところでございます。中でも特に死亡災害というのは根絶を極めて最重要課題として努力をしております。ところでございまして、ただいま先生御指摘の、今回のような痛ましい事故が発生いたしましたことはまことに遺憾でありまして、御遺族の方々に對しまして、本當にその心中察するに余りあるものがございます。今後事実的確な把握に努めますと同時に、徹底的な原因の究明あるいは調査をいたしまして防止対策を樹立しなければならぬ、そしてまた、再びこのような事故が発生しないように心がけなければならぬと思っております。特に痛ましい、大変な事故でございましたと申し上げる次第でございますが、私も労働省といたしましては、今次の事故発生と同時に、省を挙げまして、現地におきましても事故調査本部を編成し、あるいはまた、本省からも局長をじききに現場に派遣をいたしまして、これが原因の調査と同時に再発防止に努めておるところでございます。

くどういようでございますが、このような多数の死亡者を生じしめた今次の事件はまことに遺憾であると重要視いたしておるところでございます。

○永井委員 重要視していただくのはもちろんのことです。適切に対応してもらえらると思っておりますが、幾つか問題点を指摘しておきたいと思っております。

今回発生しましたこの橋げたの事故、この同種の工事は、私も現地に調査団として行ったのでありますが、現在二百三十力所ぐらい同種の工事

が行われていると言われているわけでありまして。考えられないような事故だ、こう言われているのでありますが、あのような高所であのような重量物の据えつけ工事を安全に進めるために労働安全衛生関連法令は適切に対応できるようにしているのかどうか、これを簡単に答えたいと思っております。

○佐藤(勝)政府委員 御指摘の、高所におきまして重量物の据えつけ工事に關しましては、現在労働安全衛生法に基づきます労働安全規則におきまして、墜落災害を防止するための作業床、手すり等の設置及び安全帯の使用等の措置、それから、物体の落下災害を防止するための立入禁止区域の設定等の措置、さらには、橋梁の組み立て作業における作業主任者または作業指揮者の選任、作業計画の作成、作業方法の周知等の措置を事業者が義務づけているところでございます。

今回の事故につきまして、こういった措置義務との関係がどうなるかということにつきまして、現在その原因調査を進める中で検討いたしている段階でございます。

○永井委員 原因の調査はもちろんとことんやってもらわなくてはいいけません。警察当局あるいは同じく司法権を持っている労働基準局あたりが合同で調査をしているとは聞いていたのでありますが、例えば、物体の落下災害を防止するための立入禁止区域の設定等の措置というのは五百三十七条に規定されております。では、あれだけの危険な箇所、私も現地を見てびっくりしたのでありますが、曲線美を誇るような非常にすばらしい構造物であります。素人目に見て、ああいう逆三角形のような、積み重ね方式の組み立てが果たしているのだからかということに疑問に持ちました。

ところで、この立入禁止区域の設定等でありまして、あの事故が起きて以来同種の橋げたの横取り方式をとっている箇所、下の道路を同じようにほとんど車両が通行しているところをそれ以降もテレビで見ることができました。では、

この立入禁止区域の設定などは警察署が許可条件を満たしているかどうかを見て許可するのであります。現場で聞きますと、絶対安全な工法であるという工事施工者側の説明を信頼して通行規制をしなかったと現場の警察当局は私どもにそう事情説明をいたしました。そうすると、五百三十七条等でこういう落下災害を防止するための規制措置がとられておったとしても、その法令が実際には死文化されてしまっているということの結果としてはなっている。私はここが非常に重要な問題だと思っております。だから、私はあえてこの関連法令が適切に対応できるようにしているかどうかを実はお聞きをしております。

それで、この事故の關係から施工業者の關係についてお伺いしたいと思っておりますが、今回事故が発生した現場における請負關係はどうなっておったのか、現在までの調査の内容を教えてください。

○佐藤(勝)政府委員 今回の事故発生現場におきます請負關係は、これまでの調査の結果では、元請が株式会社サクラダ、それから一次下請が川鉄運輸、二次下請が大成建設工業、三次下請は日拓工業、横田工業、下川工業というふうになっております。

○永井委員 大臣、今局長から答弁がありましたけれども、元請サクラダに対して二次下請が一社、二次下請が一社、三次下請が三社も入っているわけですね。いわば混成チームなんですよ。混成チームがこの重量物をあれだけの危険な箇所です。据えつけ工事をすると、こんな工事に完全にチームワークがとれるわけがないと私は思うのです。まず基本的にそう思います。この建設工事は全般に重層下請構造となっているわけですね。これは日本独特のものだと思っております。

では、元請企業の下請企業の労働者に対する安全面その他の指導が極めて重要だと思っておりますが、果たしてそういうことがなされておったのか、あるいはまた、なされるようなそういう人員配置、要員配置がなされておったと見られているのか。現在の

在までのところであつているところを答えてください。

○佐藤(勝)政府委員 御承知のように労働安全衛生法二十九条で元請企業に対して、下請企業に對し必要な指導あるいは必要な指示といった措置を義務づけているところでございますが、現在までの調査によりますと、災害のあった現場におきましては、災害発生当日、元請企業の労働者三名が配置をされておりました。そのうちの二名は年齢がそれぞれ四十七歳と四十一歳、それぞれかなりの経験を有しておられる方の方でございます。入社歴あるいは一級土木施工管理技士という資格もかなり長期間にわたって持つておられるようでございます。

今後さらに元請企業の労働者につきまして、災害が発生した作業と同様の作業の経験、それから災害発生時におきます作業の指示状況等を詳細に調べまして、元請企業の下請企業の労働者に対する安全面その他の指導が十分できる体制にあつたのかどうかということを追及してまいりたいと思っております。

○永井委員 では、その追及をして、元請企業が完全に安全作業を遂行するための手だてを怠っておったということがあった場合は、当然警察だけではなく労働省も刑事責任を追及するのです。どうですか。

(石破委員長代理退席、委員長着席)

○佐藤(勝)政府委員 安全衛生法あるいはそれに基づきます規則に違反する事実があれば、厳正に對処したいと考えております。

○永井委員 ところで、この下請企業の中の重傷を負った人の中に十六歳の年少者もいたというふうに私どもは把握をしているわけでありまして、このような危険な作業を行うのに十六歳の少年が十分な労力を持っておったかどうか、あるいはこれは定かではありませんけれども、十六歳の少年がこの現場に採用されたのは数日前だということです。数日前に採用されて、あの高いところで、あの重量物の据えつけ工事をすることに元請企業が

何らの監督責任を感じなかったのかどうか、この辺はどうでございますか。

○佐藤(應)政府委員 御指摘のように、下請企業の労働者の中に十六歳の年少者がありました。このことは既に確認をしておるわけです。それで、年少労働者に対しまして法適用の関係につきまして、現在なお調査をすべき点が残っておりますが、この現場におきます労働者の状況、たゞいまの御質問では十分な経験のない者が従事しておったのかどうか、こういうような観点からの御関心であると思いますが、これまでの調査によりまして、事故発生当日はこの工事現場では下請で合計五社、二十七名の労働者が作業を行っておりました。

その年齢構成を申し上げますと、ちょっと細くなりますけれども、たゞいまの十六歳が一名、それから十八歳が一名、二十歳代五名、それから三十歳代七名、四十歳代七名、五十歳代六名というところでございます。また、経験年数につきましては、十六名について判明をしておりますけれども、その内訳を申し上げますと、三年未満が四名、三年以上五年未満が二名、五年以上十年未満が二名、十年以上三十年未満が四名、三十年以上が四名というふうになっております。また、いろいろ機械を扱う上において、物によっては就業の資格というものが必要とされておるわけでございますけれども、この点につきましては、玉掛け技能講習修了者が九名おりました。それから移動式クレーン運転士が二名、クレーン運転士一名、足場の組み立て等作業主任技能講習修了者二名、二級建築士一名というふうになっております。

しかしながら、こういった下請企業の労働者の資質等が今回の橋げたの架設作業を安全に行うに十分であったかどうかということにつきましては、なお個々の労働者の作業内容、現場における作業指揮系統、こういったものにつきまして詳細に調査をする必要があるというふうに考えております。

○永井委員 今言われたように、十六歳が一名で、十八歳が一名、二十歳代が五名、そういう年齢構成になっているわけですが、三十年以上の経験者が四名、こういうことになっていきます。

ところが、あの工事はつい最近取り入れられた施工の方法なんです。今全国で二百三十カ所も、ブームになってそういう工事が進められていきます。主として交通の頻繁な道路上の工事をやる場合に、極めて短時間で作業が遂行できるということから、この工法が取り入れられたと聞いているのです。両方からクレーンでつっておろせばこの種の事故は防止できることは当然なことなのでありますが、それをやると交通渋滞が起きるといふことから、横取り方式をとっているわけなんです。この横取り方式そのものが、業界でも非常に経験が浅いのです。ところが、絶対安全な工法であるという施工業者の言い分を関係当局が全部信頼して通行のためにしなかったために、あの悲惨な事故が起きたわけですね。どうも考えてみたらこの事故だけは、ふんまんの持っている場所がなような事故なんですね。遺族からすれば、なおそうでしょう。

ところが、この重層下請構造というのは日本の典型的な構造であります。考えてみますと、これだけの大きな工事を請け負う元請は、資本力も技術力もすべて、その工事を請け負うにふさわしい条件というものを具備している。だから指名競争入札でも落札することができているわけですね。ところが、実際作業に当たっている者は、このときでもそうであり、今も答弁がありましたけれども、当日の作業者は元請は三十三名、一次下請が二人、二次下請が十人、そのうち二人が死亡。そして三次下請の一つの日拓工業は八人の作業員で死亡三人、負傷三人、そしてもう一つの横田工業という第三次下請が六人。考えてみると、技術力も資本力も持っていない小さな零細企業がほとんど実際の工事に携わっているわけです。これがまかり通っている建設業界だからいろいろな

事故が起きますのです。その事故を防ぐための法整備も、不十分ならもちろんきちんとやらなくてはならないし、地域における労働基準監督署なども適切に指導していくことがなければ、この種の事故の再発を防ぐことは不可能になっていくと私は思うのです。この辺の関係について、大臣、どうお考えになりますか。

これは直接の刑事責任は警察当局も追及しておりますから、それはそれで工事のどこにミスがあったということ、これは調査の結果、刑事責任を追及されるでしょう。しかし問題は、作業ミスの当事者だけに歪曲されたり集中されたりしたのではこの問題の根本的な解決になっていかないのである。その下請重層構造という構造自身のあり方を問うこと、あるいは本当に安全指導が徹底してできているかどうかということ、きちっと点検し、再発防止を図ること、あるいは警察当局にすれば、業者の報告を信頼して通行のためにしなかったというのですが、果たしてそれがよかったのかどうか全面的に見直すこと。

当然他の場所、私は、この問題については別の委員会でも追及しますが、きょうは労働省としてこの関係について、大臣のお考えをひとつ聞いておきたいと思います。

○小里国務大臣 今次の事故現場におきまして、作業工程等が構造的に、あるいは作業上、具体的にどのような状況であったのか、それらは先ほど局長答弁申し上げましたように、目下調査中でございますから、ただ先生、基礎的なところでお話でございますように、いわゆる重層下請構造という我が国の建設業界におきます特性、これはなるほど、先生のたゞいまのお話をお伺いいたしておりまして、私は専門家ではございませんけれども、現場の安全衛生、これをきちんと守らなければいかぬ、そして、それが担保できる一つの現場の工程上の構造、そういうものが一体どういうふうになっているのか、これは非常に注目をすべき一つの御指摘であると思えます。

また建設業というのは、クレーンなど非常に大型機械、危険な機械、そして言うなれば運転操作等も非常に高い技術を要する機械等を使用しておる状況等にかんがみまして、平素、労働災害防止という中におきましても最重要事項として対処いたしてまいっておるところでございますけれども、まあ残念ながら今回はこういう事故が起きてしまったということでございます。

今般は、先ほど若干申し上げましたように、即座に関係業界団体等に対しまして緊急の安全総点検の指示及び全国一斉調査の実施等の安全対策を行ったところでございますが、今後、これら一連の事故の原因を徹底的に究明をいたしまして、このような事故が再び発生しないように、建設業における労働災害防止対策に積極的に努めていかなければならぬ、かように考えております。

○永井委員 もう一つは、初歩的なことでありますが、あの十数メートルの、十五メートル以上あるのですが、あの橋脚上で作業をする労働者が命綱もつけていなかったのです。そういう場所でも命綱をつけるようになっていないという答弁も現地の調査ではありましたが、しかし、安全の上に安全を確かめるための初歩的なことでさえ、なれにあって見逃していきうところにある大きな事故につながっていく原因が存在すると私は思うのであります。

また、工事は広島新交通システムでありますから発注者は広島市なんです。ところが、これはアジア大会をそこに誘致するという日限もありまして、工期が極めて圧縮されて、何が何でもこの日までには完工させなくてはならないという、いわば突貫工事のような形になっている。これは何もこの広島新交通システムだけではなくて、国が行う事業でも、地方公共団体が行う公共事業もそうでありまして、えてして予算の配分などから短期間に集中をする、年度末に集中するということがあちこちにあるんです。そのことが無理に無理を重ねて、経験の足らない者も集めてきて危険な作業に従事させるということになってい

は、その作業手順を見ておきますと、橋げたを橋脚上におろす際のワイヤーによる固定やストッパーなど特別な落下防止策が指示されていないということは労働安全衛生法上大変問題があるのではないか、このように思います。それから、落ちた橋げたに、本来サンドルという鉄製ブロックをすべて取り払った後にボルトで締めて固定するはずの沓座が先に取りつけられていたと言われているわけでございますが、これは作業手順にミスが

かどうか、さらには、風その他気象条件による影

ケースの工事が行われている箇所があるわけですから。二百カ所とも二百三十カ所とも言われておるわけですが、やはり二度とこうした不幸な事故が起きてはならないわけでございます、これに対して労働基準局は、三月二十日からきょうまでですか、一週間にわたって全国の現場の一斉臨検を行った、千人ぐらいを動員してやったというふうに向っているわけですが、具体的にどういう中身の問題についてチェックをしたのか、あるいはどのように指導したのか、そして、二度と起こらないようにどういうふうな担保措置をとったのか。この辺の報告を願いたいと思います。

○佐藤(勝)政府委員 労働基準監督署では、通常、災害に関しましては、災害の発生の可能性が高い事業所等を計画的に監督をいたしておるわけでございますが、今回の災害につきましては大変重大な事故であるという認識を持ちまして、同じような工事をやっております現場、今先生がおっしゃいましたように全国に約二百余りございますけれども、そこを対象にいたしまして、三月の二十日から二十七日までといいますから現在やっている最中でございますけれども、緊急に全国一斉

監督を行っているところでございます。

この内容でございませうけれども、一斉監督に当たりましては、鉄骨の組み立て等の作業における危険の防止措置等を重点事項といたしてござります。この監督に際しましては、労働安全衛生関係法令違反が認められた場合には、所要の是正措置を求めることはもちろんでございますが、危険な機械設備の使用停止あるいは危険箇所への立入禁止を直ちに命ずるなど、そういった厳正な対処を行うということで実施中でございます。

○遠藤(和)委員 調査は慎重にやらなければいけないことはよくわかるわけですが、少なくとも事故の再発防止ということは緊急にやらなければいけないことでございまして、この再発防止のためマニュアルなりそういうものを緊急に調達等出すとか、それを早くやらなければならぬと思ふんですね。全国で二度とこういうことが起こらないように、労働省としては早急にこういうふうなべき対策をとりましたと、これを国民の皆さんの前に公表できなければ、いたずらに調査のみに時間をかけているというのでは、行政はまことに怠慢である、このように言われてもしょうがないと思ふんですが、こういうふうな実効のある通達なりマニュアル、こうしたものを労働省としてはいつごろまでに出すつもりなのか、確認をさせていただきます。

○山口説明員 お尋ねは、調査結果を待つまでもなく手を打つべきではないかという点が一点であったかと思ひますが、その点に關しましては、事故発生の翌日十五日に關係の団体に對しまして、同種の工事を行っているところに対して直ちに安全総点検をするようにというのを要請をいたしております。そのことは、各都道府県の労働基準局長に對しましても通達をいたしたところでございまして、ただいま行われております特別調査團の原因究明と再発防止のための検討はできるだけ早くやるようにいたしますが、それが出た際には、直ちに所要の措置をとってまいりたいと思ふように考えておるところでございまして。

○遠藤(和)委員 今度の事故で一番悲劇的であったのは、いわゆる交通規制をしていなかったために一般の通行者がたまたま事故に遭遇をした、そして信号待ちの自動車、十一台ですか、押しつぶされた。こういうことととも、先ほども話がありました、十六歳の少年が転落して死亡する。そしてまた、死傷者のうち八名の作業員が全員下請の業者、下請の作業員であつた、しかも、ほとんどの方が九州等地方からこの現場に来ていた人々だ。こうした建設現場で事故が起こるたびに、本当にいつも下請の方々が被害に遭うわけでございますが、建設業は今人手不足でございまして、何とか人を集めなければならぬ、こういうふうな状況にあります。そして公共事業はほとんど発注されておる。そうすると、若い経験の浅い未熟練の方々がこうした工事を担う、こういうふうなところですね。重層的な下請構造、そして未熟練の皆さんが作業員としてこうした現場で危険な作業に直接携わる、こうしたものが非常に構造的な危険をはらんでおると思ふわけでございまして。

これはひとり建設省が考える問題ではなくて、どのように労働者の安全を確保していくかというのは労働省の非常に大事な取り組みべき課題でございまして、こうした建設業界の重層的な下請構造並びに未熟練者の就業、こうしたものについて抜本的な対策を考えなければ、構造的に危険がある、このように理解をせざるを得ないわけでございまして、こうした現状をかんがみて労働省としては今後どういう対策を展開をしていく考え方のなか、ここを確認したいと思ひます。

○佐藤(勝)政府委員 御指摘のように、いわゆる重層の下請構造というのは建設業だけではない、さまざまな、ほぼ建設業に特有の状況でございまして、同一の現場にいろいろな企業、事業所の労働者が混在して働く、それから適切な対策を講じなければ危険な作業もあるということで、このことが労働災害の中でも建設業における災害が多発しておるというこの原因になっているかと思ひま

す。また一方におきまして、最近労働力不足ということがあるございまして、これに対する適切な対策がなければ、これまた災害の発生につながる要素の一つでございませうけれども、そういうような建設業の実態にかんがみまして、現在の労働安全衛生法では、元請事業主にこの安全衛生上の措置についての義務を幾つか課しておるわけでございまして。私も、こうした義務が果たして適正に実施をされていくのかどうかということをまず究明をしなければいけないというふうに思つております。そうした行政機関としての調査、それに対する措置のほかに、関係の事業主団体あるいは災害防止団体に対して事業場の点検をやる、再度見直しをする、また、中にはなれによって起きる災害もあるかと思ひます。そういう点を今回の事故を契機にいたしましたもう一度見直して、果たして今の対策で十分であるのかどうかという点も含めましてよく検討したい、かように思ひます。

○遠藤(和)委員 これは業界の努力に任せるばかりではなくて、国の政策としても熟練した労働者の育成をどのように図っていくとか、あるいは建設現場でどのように人材の配置を図っていくとか、これは大変重要なテーマだと思ふんですね。これから、日米構造協議の話もありました、日本では生活関連の公共投資だとか、あるいは道路をつくる、橋をつくる、そういう工事が多彩に展開されていくわけでございませうけれども、それをつくるのは人でございませうから、人の安全、技術の向上、そして人材の配置、こうしたものをやはり総合的に国の政策として展開をしていく、そういうシステムづくりを行っていく、これは非常に大きな課題だと思ふわけでございまして、労働大臣、そういうふうな労働省としてやる範囲での政策の展開について決意をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小星国務大臣 今回の事故をめぐりまして、あらゆる角度から大變参考になる御意見をお聞かせいただながら御指摘もいただいておりますので

ございまして。私も、最近労働力不足という安全衛生あるいは健康を守るという労働行政の側面から、今次の事故に對しまして、まず厳正に、そして具体的に事故の原因を究明することが最も大事である、こう考えております。また、先生が先ほど、事故調査、事故調査と稱して余り時間をかけるのもどうかというお話でございまして、これは技術的な問題等もありましようけれども、可能な限り、できるだけ早目にこの種の事故の調査というものは終結をいたしまして、その功罪を、功はないわけではございませんけれども、いわゆる原因をあるいは元凶をきちんと国民の前に明確にする。そのこと自体がまた他の一般業界に對しましても重大なる一つの注目あるいは反省を促すことにもなると思ひます。

加えまして、また先ほど局長答弁いたしましたように、かりそめにも不当なり不正な違法な問題等があったといたしますと、これは厳正に、国民が納得するように措置しなければならぬ、こういうふうにも思つております。

同時にまた、後段の方でお聞かせいただきました、多面にわたるこの種の事故防止のために労働者の訓練、再教育あるいは事業主に対する啓発等も含めてのお話のようでございますが、それらの問題あるいは労働者の配置の問題、レベルアップの問題等々、お聞かせをいただきましたところでございまして、参考をいたしながら再発防止に努めてまいりたいと思つております。

○遠藤(和)委員 それでは、法案の審議に入らせていただきます。

この法案の審議に入るに当たりまして、私、先週、地元の徳島県に帰りました際に、徳島県の雇用政策、労働省の關係のところをずっと回つてまいりまして、徳島労働基準局、それから婦人少年室、それから徳島県の商工労働部、あるいは公共職業安定所、あるいは職業訓練校、あるいは徳島法人の雇用対策協会等ずっと回つてまいりまして、徳島県としてはどのような努力を地域の雇用振興促進のためにやっているのか聞いてまいりま

して、きょうの審議に備えたいと思つたわけでございます。いろいろ聞いてまいりますと、たくさん資料もいただきましたが、現地で本場に涙の出るような努力をしているわけです。

例えば、ここに「事業所案内」とくしま就職ガイド」というのがあります。こういう厚い本を県内の中学校、それから高等学校を卒業して就職を希望する方、それから大学を卒業して就職を希望する方、あるいは職業訓練校を卒業する方、あるいは短大とかいろいろな専門学校を卒業する方全部に無料で配っております。そればかりではなくて、県外の大学を卒業する県出身者、その父兄のところ、あるいは本人のところにも全部配って、ぜひ徳島県で就職してください、こういうことをやっているわけです。それで八千部ぐらい毎年配っていると言っております。

それで、効果はどうですかと言いますと、大体県内に帰っている人は中をばらばらとめくって、自分の要望に合わないということではとんどが効果がない。その御父兄、県外に行っている人の御父兄の皆さんは、ぜひ息子や娘を徳島県に帰したい気持ちがある。このごろ子供の数が少ないものですから、ぜひ帰ってもらいたい。しかし、その大学を卒業した皆さんと徳島県の企業の魅力といえますか、そういうものにもミスマッチがある。したがって、努力はしているのだけれども、なかなか努力が報われていない。こんな状態がありました。

それで、いろいろな皆さんと地域雇用政策を考える場合にどうしたことが大事でしょうかということ考えたのですけれども、やはり地域の振興とか地域の雇用の増大とか、新規に大学を卒業する人に魅力ある職場をつくるとか、こういうことは労働省の政策だけでは無理ではないのか。当然これは税の制度も一つ考えなければいけないし、それから産業政策というものも考えなければいけないし、総合的な国の政策として展開していくものでなければ、なかなか地域の雇用の増大あるいは魅力ある職場をつくるということは

難しい、こんな話が出てきたのでございます。

昔は、国破れて山河ありと言つたわけでございますが、今まさに国栄えて山河なしというのか、日本の国は栄えているのでございますが、地方はもう、若年の労働者はみんな東京の方に行つてしまつて、何か口が悪い人は人さらい政策だというように言っているわけですが、地方はみんなおじいちゃん、おばあちゃんが生懸命に働いているのだけれども、若い人は全部都会に行つてしまつて、こういうふうなことの意見がたくさんあったのでございます。

それで、お聞きしたいのでございますが、労働省としてはいろいろ頑張つて今度の法律をつくっているわけけれども、この地域雇用政策と他省庁が行っている地域振興政策、この間に連携があり整合性がある一体となったものでなければ地域の振興に役立たない、こういうふうな思いがするわけでございますが、この辺の問題から質問をさせていただけますか。

○若林政府委員 地域におきます産業基盤の整備でございますとか新たな事業の展開などは、この地域での雇用機会の拡大をもたらすものでございまして、また、地域における雇用の安定を図ることは地域社会の活力ある発展の基盤となるものでございまして、このため、地域におきます雇用問題に適切に対処いたしますためには、勤労者の適正、能力等にふさわしい雇用機会の確保という観点に立って総合的に施策を進める必要があります。これは単に雇用対策のみにとどまりませんで、ただいま先生御指摘のように、他省の行いまさざまな地域振興等の関連諸施策との連携を図っていくことが必要でございます。この点につきましても、中央職業安定審議会の御審議におきましても、そういった点の重要性がたびたび指摘されておるところでございます。

したがいまして、この法律におきましても、この地域の指定をまず政令で行うことにいたしました。まずここで関係諸施策との調整が行われるわけでございます。また、地域雇用開発指針

を関係行政機関との協議のもとで策定することにいたしております。政府内部におきますコンセンサスを十分図つた上で対策を講じていくことにいたしております。

○遠藤和委員 それで、大臣に聞きたいのですけれども、四全総というのがありましたね。多極分散型の国土をつくらう、こういう趣旨があったわけですが、今回のこの改正法は、この四全総に基づいて地域政策の流れの中でどのような位置づけになるのか、この辺を大臣の見解を聞きたいと思つております。

○小里国務大臣 先生も御承知のとおり、ただいまお尋ねの四全総は昭和六十二年閣議決定されたものでございますが、この大骨と申し上げますか、一つの骨格というものは、東京を中心にしたしました首都圏、これらにいろいろな機能が集まり過ぎておる、だから、先ほど先生のお話がありましたように、地域間格差が出てまいっております。よ、だから、この一極集中を是正して、そして均衡ある国土の発展を促していこう、促していこうという強力に推進していこう、そういうような一つの目的を持っております。

今回私も法改正で御相談申し上げておるところでございますが、これもあるいはその趣旨を調和させると申し上げますか、例えば若者のUターンも促進をいたします。よ、そしてまた、本来地域のふるさとにあって、地元で就職をして定着を図りたい、そういう地域やふるさとの発展に貢献をしたい、そういうような人々に能力にふさわしい雇用の機会をつくりましようという考え方でございます。趣旨としては四全総の流れと同一にするものであります。私も、それを具体的に促進する、ある意味ではまた、その地域の立場からいいますと大きな役割も果たさせていたただけるのではないかと、こういうふうにも考えるわけでありまして。

また、ただいま申し上げましたように、首都圏等に逆に流出する若年者やUターン希望者等を地元で確保、定着をさせていくという所存でもござ

います。四全総の基本理念である一極集中の是正等によりまして国土の均衡ある発展に貢献できる、こういうふうなことを次第でござ

○遠藤和委員 少し具体的な話を聞きたいと思つております。

今回の法改正によりまして、雇用環境整備地域というのを新しくつくつたわけですが、これは聞くところによると初年度に大体十カ所ぐらいをつくりたいという話でございますが、四国で引き合はれておられますか。それから、基金をつくる、二分の一は国が出す、それで公益法人にその基金を設置するんだということでございますが、この公益法人というのはいくつか法人を想定しているのか。この二点について。

○若林政府委員 雇用環境整備地域といたしましては、一つの労働市場としてまとまりのある地域でございます。総量においては雇用機会の不足が解消されたわけでありましても、職種別に見た場合に雇用機会が不足しており、若年者を中心に労働者が他地域において就職していく傾向が見られる地域を考えているわけでございまして。その基準としては、職種別に見た雇用機会の不足状況を見るために職種別有効求人倍率等、また、労働力の移動状況を見るために求職者の域外就職等を助長することといたしております。そこで、ただいま先生御指摘のように、初年度につきましてはこの地域を十地域程度考えておるわけでございまして。

そこで、このように雇用環境整備地域は総量としての雇用機会の不足が解消されていることを前提としているわけでございまして、四国の場合につきましても、雇用失業情勢の回復のテンポがまだ遅いわけでございまして、なお総量としての雇用機会の不足が解消されていない地域が多々ございまして。したがいまして、該当する地域が存在するかどうかにつきましては現段階では明確に判断はできないわけでございまして、いずれにいたしましても、この地域に該当しますためには、総量と

しての雇用機会の不足が解消された地域がさらに雇用環境整備計画を策定いたしました。積極的に自主的に雇用環境整備に取り組むということが前提になっているわけでございます。今後の雇用失業情勢、地域の取り組みの状況などを見てまいりたいというふうに考えております。

基金を設置いたします公益法人について、どんな法人を想定しているかというお尋ねでございます。

基金につきましては、業務は三つございまして、債務保証の業務、雇用情報の提供等の人材確保事業の業務、調査研究の事業を予定しているわけでございますが、こういったような事業を適切に実施し得ることが見込まれ、かつ、適正に基金の管理をなし得ると認められます公益法人を想定いたしております。これにつきましては、既に幾つかの道府県におきまして、先ほど来議論がございしますが、地方自治体、同種団体等から成ります都道府県の地域雇用開発協議会を設置いたしました。その道府県にふさわしい地域雇用開発の方向やあり方について検討、提言を行うなどの事業を行っているところがあるわけございまして、こういったところが法人化されたものも考えられるというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 この基金で、人材Ｕターン事業、都会に行っている人がふるさとに帰る事業をやるというふうなことを書いてあるのですけれども、既に労働省の役所の中で飯田橋にも人材Ｕターンセンターというのがあるし、各県でもＵターン対策事業というのをやっているわけですね。私も窓口に行っているのを見てきたのですけれども、これと基金でやる人材Ｕターン事業との整合性はどうかあるだろうか。既に労働省でやっているハローワークですか、職安のところに参りましたら、全国オンラインでコンピュータでつないでやっているわけですね。既にデータバンクも労働省の方にあるのですけれども、新しく基金でやる人材Ｕターン事業というのはそれとどう違うのか、このところがいまいちはっきりしない

のです。このところはどういうふうに特色を持たせるのですか。

○若林政府委員 現在労働省では、人材Ｕターンセンターを中心に各県下に置かれております公共職業安定所、人材銀行を活用いたしまして、各県のＵターン対策事業と連携を図りながらＵターン対策を行っております。恐らく先ほど先生お示しの徳島県の企業の資料なども人材Ｕターンセンターに置かれておりまして、そこに来られた方がお持ちになるというようなシステムになっていると思っております。

基金で行います人材Ｕターン事業は、こうした一般的なＵターン促進対策に加えまして、特にこの雇用環境整備地域に関してはより積極的な形でＵターン希望者に働きかけを行うことによりまして、Ｕターン就職をその地域においてより一層強化していくというものでございまして、具体的に基金で行います事業といたしましては、Ｕターン希望者に対して人材のデータバンク事業を行う。この人材データバンクを行うにつきましまして、例えば都市圏在住のＵターン希望者の把握方法として、地元に住む父兄等の親類の方々でございまして、出身学校関係者等幅広く情報を提供していただいて人材のデータバンクをつくっていくということが一つございまして、また、Ｕターン希望者に対しては、ダイレクトメールで求人情報等を送るといことも考えております。また、企業の実地見学会などもこういったような基金の事業として実施することを考えております。

いずれにしても、こういったような特別な事業を推進いたしますが、各公共職業安定所はこの基金の行いますＵターン事業と密接連携して事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 いま一つよくわからないのです。整理すると、今職安等で行っている事業は窓口に来ていただいて登録をしていただく。人材Ｕターン事業というのは、私、最初にこういうのを見せましたけれども、どんどん積極的に掘り起

こしをしていくといいますが、ダイレクトメールで配って、潜在的なものを全部登録していただく。こういう受け身のものと積極的なものというふうな感じになるのでしょうか。

○若林政府委員 一言で申しますればそういうことかもしれませんが、公共職業安定所が決して受け身ということではございませんけれども、やはりそういう人材のデータをつくるにつきましても、先ほど申しましたように、いろいろな方々に積極的に働きかけてそういった希望者を出していただくというところまでやるということでございます。それから、今先生御指摘のように、希望者に対してはどんな情報も提供していくということと、現時点で私どもが公共職業安定所で行っておりますのは、窓口においてになりまして、そこにはやはり事業の深さ、幅というものがあるかと思っております。

○遠藤(和)委員 それから、雇用構造改善モデルプロジェクト推進事業、これに対して雇用構造改善促進助成金を支給する、こういうふうなことを言っているのですが、投資規模は十億円以上であるとか雇用は五十人以上とか、こういう条件があるようにも思いますが、そうすると、どうしても大企業の方に有利な状態になってしまうのではないかと、こんな感じがするのです。この事業に対して、中小企業にどう配慮していくのかということ、第一点、それからもう一点は、地域の振興というのをいえば、資本とか人とかも全部地域に根ざした企業に支援をしていくというのが本来のあり方ではないかと思うのです。東京に本社がある地方に新しい工場をつくるのかというものがあっても、それに対して支援をするという形になりますと、結局法人税は全部東京に落ちてしまいうわけですね。ですから、富が地域で還流しないわけですね。それはお給料はその地域に全部落ちるわけですね。やはり地域の振興ということを実際に考えるならば、その富がすべて地域で還流するよう企業に対して支援をしていく、こういうの

が正しいあり方ではないかと思うのですが、その辺はどういう縛りになっていきますか。

○若林政府委員 雇用構造改善促進助成金モデルプロジェクトの推進のための助成金でございますが、これは雇用環境整備地域において事業所を設置、整備して、雇用環境整備地域求職者を雇い入れて、かつ、その雇用する労働者のための福祉施設を設置、整備する事業主に対して助成をするというものでございまして、その提供する雇用機会が職種、労働条件等、その質的側面において地域雇用環境整備計画に適合し、かつ、この地域の地域雇用開発に大きなインパクトを与えるモデル的なものに対して支給されるということになっております。

ただいま御指摘ございましたように、五十人以上の従業員規模ということ、これは大企業だけではないかという御指摘でございますけれども、企業規模の大小は支給条件となっていないわけでございます。したがって、地元の中堅企業でございまして、この条件に該当すれば対象になるというものでございまして、大企業だけに限られるというものでは決してございません。

しかし、企業というのはいわば地域に根ざした企業でなければいけないのではないだろうか、地域にいろいろな資金その他の還流があるべきではないかという御指摘でございますが、何と申しましてもこのモデルプロジェクトというものは、その地域に魅力のある雇用をつくるということに着目しているわけでございます。その魅力ある雇用をつくるということによって、その地域に貢献をしていただくというところにポイントがあるわけでございますので、立地した企業が仮にその地域にいわば本拠地がないというものでございまして、現実にはそこに魅力のある企業が、若い方々がそこに定住すればモデルプロジェクトとしての目的を達成するわけでございますので、そこところは、本社がその地域にあるかどうかとか税金をその地域で納めているかどうかというところは条件にしていらないわけでございます。

○遠藤(和)委員 結局これをやると、雇用の機会
は確かにあるかも知れないのですけれども、や
はり東京が栄えていくような形にならざるを得な
いという側面もあるような気がするのです。で
すから、その指定に当たってできるだけ東京に本
社がない、ないと言ったら、それを限定すること
は法律上は難しいかも知れませんが、指定に
当たって特に地元企業を優先するとか、地
元の積極性を優先するとか、あるいは東京に本社
があっても分業のような経理の状態にするとか、
そのような形で富が地元にも還元できるように
やり方を考えてもらいたい、こう思います。

それから、魅力のある雇用機会をつくるという
ことも大事なんです、このごろ就職する人の希
望を聞きますと、給料を一番に挙げる人というの
は案外少なくなってきた。むしろ、どういうふう
な環境に住むのか、快適性とかそういうふうな
ものを求める若い人もふえているわけでごさ
います。そこで考えてもらいたいのは、雇用促進住
宅、これは私も徳島に帰って全部見てきたので
す。建てかなり古いのがあるのです。一番古
いのは昭和四十二年に建てた二Kです。二つの
部屋しかない。そういうのがずっとその後余り手
が加えられなくてきているわけです。入居率はど
のぐらいあるのかなと聞いたら、大体平均で七六
%。これは平成三年二月十九日のデータです。け
ども、七六%。理想的にはどのぐらいの入居率が
いいのですかと聞いたら、やはり九五%ぐら
いで、ちょっと、三つか四つぐらいいているとい
うのがいいのですけれども、なかなか九五%にな
らないというふうな状況なんです。

それで現地の声で一番直してもらいたい点は、
例えばもっと部屋を広くする、二つを一戸にする
とかいう方法もあるのですが、改造するといふこ
と、もう一つは入居条件、これは次のような方は
申し込めませんと書いてあるのですが、単身者
というのは申し込めなくなっているのです。大学
を卒業して帰ってきて住宅がない、こういう人は
入れないわけですよ。奥さんがいる人でなければ

入れない。だけれども部屋が二つしかないのです
ね。子供が一人できたらもう出なくちゃいけな
い。こんな状態があるものですから、やはり現在
の住宅事情に合わせて本当に家族が四人ぐら
いでゆくり住めるような雇用促進住宅に改造して
いくということが一つ、それから、今ある二部
屋しかない住宅については単身者も入れるように
する、こういうふうなことが大事じゃないかと思
うのですが、この辺ももっと柔軟な発想で雇用促進
住宅の入居率を高めるような努力をなさったらい
かがか、このように思います。

○伊藤(欣)政府委員 御案内のように、移転就職
者用宿舎、雇用促進宿舎と言っておりますけれど
も、昭和四十一年度から住宅建設五カ年計画の中
で設置してきているわけでごさいます。その計画
に合わせまして居住水準も向上に努めておりまし
て、現在は三DK規模の宿舎を整備しているところ
でございます。平成三年度におきましても、新
設に当たりましては同計画に基づきます居住水準
の確保を考慮しつつ、居住性の向上に努めてまい
りたいと考えておるわけでごさいます。

また、先生御指摘の既存の宿舎の修繕、整備等
につきましても、経年劣化の著しい、年月が十分
たちますとやはり汚く、暗くというふうなことに
なるわけでごさいますけれども、そういうものに
つきましても順次修繕等を行っているところでご
さいます。また、昭和五十年からは狭隘、老朽化
している二K宿舎、先生御指摘の二K宿舎につ
きましては、それを対象といたしまして二戸を一
戸に改造するといふ、二戸一と我々言っております
が、二戸を一戸に改造する工事を積極的に推進し
ているところでございまして、平成二年度までに
従来の二K宿舎一万二千戸を六千戸の三DKにす
るといふようなことをごさいます。今後におきま
しても、入居者等の協力を得ながら、必要に応じ
まして宿舎の修繕、整備を順次進めていきたいと
考えているところでございます。

また、居住要件につきましては、移転就職者用
宿舎というのは、発足の経緯から、世帯で移転す
る場合にとりあえずの宿舎がないというふうなこ
とで暫定的に入居するという形で設置されて運用
されてきたという経緯もあるわけでごさいます。
そういう中で、今回の法律につきましては、従
来、安定所の紹介により移転して就職した者に限
るという法律上の要件があったわけでごさいます
けれども、先ほどの自主的な努力、基金の運用を
その他の整備地域における自主的な運用あるいはU
ターンで自主的に戻った者、安定所長の紹介によ
らないものであっても必要と認めれば入っていた
だけのような、若干ではございますけれども、
前向きな改善を法律上も図りたいと考えていると
ころでございます。今後につきましても、できる
範囲で逐次居住性の改善なり要件の緩和等につ
いても努力してまいりたいと考えておるところで
ございます。

○遠藤(和)委員 徳島の話ばかりして申しわけな
いのだけれども、僕は見てきた話だから言うのだ
けれども、宿舎が一、二、三、四、五、六、七つ
あるのです。そのうち六つまでが全部二部屋な
のです。最近できたのが一つだけ三DK、こん
なこと、二部屋というのには六畳と四畳半だけ
ですから、これではちょっと魅力がないと思うの
です。ほかの県営住宅と市営住宅とを見ても、全
然見劣りするし、しかも、空き室がたくさんある
ということですから、単身者を排除する理由はな
いのじゃないか。むしろ、大学を卒業して宿舎の
ない人はどんどんいっしょいよというところで、
空き室でほうっておくのはもったいないわけだ
から、そういうふうな過去の経緯にとらわれな
い柔軟に対応していくということが大事じゃない
のか、こういうふうなふうに思います。それにしかるべ
き手を打ってください。

○若林政府委員 ただいまの改造の点につきまし
ては、これは入居者のいろいろな御希望あるいは
御承認、そういったものを前提にして進めていく
わけでごさいます。必要に応じて改善を進めて
まいりたいというふうな考えております。入居要
件の問題につきましては、やはり全国的な問題で

ございます。長い制度の経緯も持っているところ
でございまして、この点につきましては先生の御
要望、御提言を承らせていただきます。
○遠藤(和)委員 そういう硬直した頭から、労働
省が何かえらい古ネズミとかいう評判がある
のですよ。やはりもっと斬新な考え方を持って対
応すべきだと思うのです。空き室をほうってお
く手はないですよ。そう思います。えらい言葉が
悪くなって、申しわけありませんでした。
それと、職安のハローワーク、私、行ってま
いったのですが、最近では電算化も進んで女性の方
も窓口にくさんお見えでございます。やはり職
安という言葉も余りなじみが、昔の話を連想する
わけでごさいます。ハローワークとして女性の
職員の配置をもっとたくさんされたいかがが
かな、そして、何か暗いユニホームじゃなくて、明
るいユニホームを着て、ちょっとコピーでも飲
めるかなというサロン風の雰囲気になるとか、労働
省は変わってきた。このごろ郵便局の窓口
が大部分変わっておりますから、おくれないう
に、余り昔の考えがこうでございしたからとい
うことばかり言うていると国民の皆さんに見放さ
れてしまうのではないかと、このように思います
で、窓口の現代化といいますが近代化といいま
すか、その辺もぜひ努力してもらいたい、こう思
います。どうでしょう。
○若林政府委員 昨年の一月からハローワークと
いう愛称で事業を進めておるわけでごさいます
で、働く者一人一人もそういうサービスに徹しな
ければならないと思っております。また、職場
のレイアウトもそのように改善をすべきだと思
っております。既に建てたおきまします。また、
でも、予算を合理的に使ってレイアウトの改
善に努めております。新しい庁舎につきまして
は、職員がいろいろと工夫をいたしまして、かな
り斬新なデザインで評判をいただいております。
東京でも、新宿につくりましたハローワークなど
はその一例でございます。今後ともそういう意
味での努力を重ねてまいりたいと思っております。

○遠藤(和)委員　以上で終わります。ありがとうございます。

○若林政府委員　ただいまの雇用失業情勢は大変に改善をされてきているわけでございますし、今後、若年労働力の不足ということを考えますと、中長期的にも人手不足基調で推移するということことが考えられるわけでございますけれども、しかしながら、こういった中で、まず高齢者の雇用問題というのがございます。今後、労働力人口の伸びが鈍るわけでございますけれども、その労働力人口の伸びが鈍る中で高齢者のウェイトが急速に高まっていくわけでございまして、こういった高齢

も低い〇・四八倍となっている。」事実ですから、そのとおりで、私は事態を正確に言い当てているというふうに思います。

それから、年齢間のいわゆる不適合のことについては、北海道商工労働観光部が「商工労働観光白書」九〇年というのを出しています。その中で、「特に、五十五歳以上の高年齢層は〇・一三三倍」有効求人倍率が。前年が〇・一一倍ですね。「前年より〇・〇二ポイントの上昇にとどまっ

て、その水準は極めて低く、高年齢層の雇用機会

して、北海道、九州のような引き続き雇用失業増勢の厳しいところにつきましては、これまで現行の地域雇用開発促進法が大変に大きな力を發揮してきたと私どもは思っておりますけれども、引き続き従来の雇用促進法の制度を十分に活用いたしまして、その地域の雇用の量的な創出、可能ならばもちろん質的な向上であります、まず量的な創出を引き続き続けてまいりたいと考えております。雇用の数がかかなり多くなってきたということにつきましても、仕事の内容によりまして若い

人が地域から流出をしているという現状がござい
ますから、この問題につきましましては、今回の雇用
環境整備地域を設定いたしました若、若い方々の地
域への定着を図り、また、都会に出た方々のU
ターンを図って魅力のある地域づくりを進めてい
く、そういう方々の地域への定住の促進を図って
いくということを進めてまいりたいと考えており
ます。

○児玉委員 九州や北海道というのがなかなか雇
用情勢が改善されていかない。労働省のさまざま
な御努力もありまして、今若林局長の話もよく承
りました。なぜ全国的な雇用における地域差があ
るのか。これは私が述べるまでもないことです
けれども、雇用の吸収の力が最も大きかった鉄鋼、
造船、炭鉱等、そういった産業が急速に、先ほど
述べた経済構造改善と称する一連の経済政策の中
で状況を一変させたところ、もっと端的に言え
ば、空を消していったところ、そういうところで
雇用のミスマッチというのが大きき傷跡として今
でも厳然として残っている。そこに着目をして今
れば事態の大きな改善というのは困難だろう。そ
の意味では、これは政府全体の課題にもなるとい
う点の一つ指摘しておいて、改正案の中身に触れ
たいと思うのです。

今回の改正案について、適性、技能の程度等に
ふさわしい職業につくことを促進する必要がある
と認める求職者という説明がよく出てまいりま
す。ここで程度というのがもし両方にかかるとい
うとすれば、適性の程度と技能の程度、それにふ
さわしい職業につくと思うが、なかなかそういう
職業がない。どのような労働者を想定すればい
いのか、いかがでしょうか。

○若林政府委員 これは地域によっていろいろと
差は出てくるとは思いますけれども、全国的な傾
向として考えますと、若い方々は地元にとどまり
たいと思いがたが、若くは地元にとどまりたい
原因を聞きますと、自分に合う職業がないとい
うこととございまして、どういふ職業を希望す
るかということと聞きますと、やはり専門的な職

というふうなことを言われるわけでございま
し、一般的に言えばホワイトカラー的な職種、こ
ういったものを若い方々は求めているというこ
とであろうと思ひます。したがって、地域に差
はありますけれども、全体像としてはそういうも
のを求めているだけではないのじゃないか、こう
いうふうなことを考えております。

○児玉委員 労働省に昨日大変興味深い資料を
いただきました。都道府県別職業別常用新規求人
倍率、そこで今のお話なんです、職業の区分
で「専門的・技術的」と称する区分があります
ね。それから「事務的」という区分があります。
そのあたりを皆さんは考えていらっしゃるのです
か。

○若林政府委員 この区分の仕方はいろいろあ
るかと思ひます。今先生が御指摘ございましたよ
うな専門的技術的職種でございまして、かある
事務職、こういったものが考えられようかと思
ひます。こういった職種の求人倍率というのは地
方においては大変に低いわけでございまして。全
平均と比較いたしますと、そういうところが低い
ということがございます。

もう一つの分類の仕方としては、間接
生産職、直接生産職というのがございます。これ
も地方の都市と東京とを比較いたしますと、間
接生産職、これは専門職、技術職、事務職、こう
いうものを含めたものでございまして、間接
生産職というものの比率が東京では大変高いわ
けでございまして、地方都市は低いということ
でございます。この辺が一つのメルクマールでは
ないかというふうに思っております。

○児玉委員 そこで、改正案の構造的な問題に
一つ触れたいのです。

今御指摘になった労働者、勤労者と言つても
いいのですが、けさの御答弁で若いという言葉も
随分出てきて、言ってみれば比較的、何とい
うのか青年層、せいぜい壮年層、それから「事務
的」「専門的・技術的」、今おっしゃった間接的、
直接的のいろいろな考えられますが、率直に言つて

比較的労働力市場においては競争力の強い部分が
想定されていると思うのです。この法自身の構造
としては、さっき言いましたように、四年前にこ
れができたとき、いろいろな地域指定があります
が、その地域指定の中でいわゆる重厚長大と言わ
れた産業が消えていく、そこに對する労働者とし
ての緊急の施策という性格がかなりあったと思
うのです。雇用調整助成金なんかにはそれがわか
れますね。それで四年前の地域指定は、多分適
用が五年ですから、あと一年ですね。場所によ
ってはもう一年あるところもあるようですが、そ
して、今度新たに雇用環境整備地域が指定され
て、既に指定されている地域、それぞれの地域に
は経済的な条件があります、特徴がありますね。
今度皆さんが指定されようとしているところもあ
る一定の条件を想定されているようですが、それ
らの重なり、または重ならない、そして時間的
指定の差、それらは構造的に言つてどうなつて
いくのか、ちょっと妙な質問で恐縮ですが、

○若林政府委員 まず第一に、先ほど若い人が
という話がたびたび出るというお話がございま
して、確かにそうでございまして、四全総におき
ましても、その一つのビジョンとして若年層を含
めた人口の地方定住が進むということとございま
して、そういうことが一つのポイントだろうと思
います。

ただいまのお話の地域の指定のいわば構造で
ございまして、御質問を正しく理解しているかど
うかわかりませんが、まず重複はないということ
でございます。そして、これまでの雇用開発促進
地域、いわば今度の雇用機会増大促進地域でござ
いまして、それが雇用条件がうんとよくなつて
まいりまして雇用機会増大促進地域である必要
がなくなつた、しかも雇用はかなり改善されたの
だけども若い人がどんどん流出してしまう、こう
いうところは新しい雇用環境整備地域の対象にな
り得るわけでございまして、いわば時間的にこ
からこっちは移っていくということはあり得る
わけでございまして。

○児玉委員 この法の運用の問題として私は労働
省に強く要望したいのですが、先ほどお話のあ
った適性、技能の程度等にふさわしい職業につ
くことを促進する必要があると認める求職者、この
求職者を考えていく場合に、年齢でもって余り厳
しく切るべきではないのではありませんか。私、この
点、けさ最初に質問に立たれた坂井委員の御質問は
非常に私の問題意識と一致しているのです。さ
っきの事務職、それから専門技術職的なもの、そ
ういふ非常にすぐれた経験と能力をお持ちで、た
またま年齢が比較的高くないしは五十五歳、五十
八歳、そういう方々は、この法の改正案に十分乗
ると私は思うのです。その点の運用を思い切つて
心がけていただきたい、この点、いかがでしょう
か。

○若林政府委員 若年者ということとたびたび申
し上げますのは、一つのポイントではございま
すけれども、決してそこにとらわれるべきもので
はないだろうというふうに思ひます。中高年の方
でUターンをしたいという方は多くいらっしゃるわ
けでございまして、その思いは同じであらうと思
ひます。そして、そういう方々がふるさとに帰
られて、その地域の活性化に大変に大きな力を
発揮されることは当然でございまして、そういう
ことも当然にこの制度の趣旨の中に含まれてい
くべきだというふうに考えております。

○児玉委員 終わります。

○浜田委員長 次に、柳田登君。

○柳田委員 質問に入る前に、私も広島県選出
の議員として一言強く要望をしたいと思ひます。平
成六年のアジア大会に向けて、この成功が広島県
民にとっては大変な夢だと思つております。た
だ、残念なことに今回の事件が起こつた、非常に
残念に思つております。今回の事故の徹底した
原因の究明、さらには適切な、的確な処理、ま
た、今後の対策を強く要望をしたいと思ひます。
よろしくお願ひします。

法案についてでございますけれども、まず現行
の地域対策、その推進体制及び実情についてお尋

ねをしたいと思ひます。

地域雇用開発を効果的に推進するために、まず地域内のコンセンサスづくりが必要であらう、そのため雇用開発促進地域ごとに設置されております地域雇用開発協議会の実施状況はいかがか、また県レベルに設置されております地域雇用開発協議会の実施状況も教えていただきたいと思ひます。

○伊藤(政)政府委員 地域雇用開発を促進するためには地域関係者の主体的な取り組みが非常に重要である、その取り組みをいろいろ御援助することでも必要であるということ、六十二年から、法定後でございまして、雇用開発促進地域ごとに、市町村や労使団体あるいは公共職業安定所の所長さん方約十人の委員で構成する地域ごとの地域雇用開発協議会を設置いたしまして、年に平均して六回程度の協議が開催されているところでございます。

具体的な協議の活動といたしましては、地域における産業及び雇用の動向の把握、これは企業に對してのアンケート調査等もやっておるようでございます。また、雇用開発に関する情報や、国や自治体の各種施策などについての情報を事業主の方々に提供するというような仕事、また、求職者に求人動向を提供するというような仕事、あるいは市町村等の地域関係者の意向を踏まえた雇用開発の具体化の方向、市町村はどういう雇用開発の施策を考えているかというふうなことで、その方策の検討等をやっておるわけでございまして、これらの協議の活動によりまして、地域におけるコンセンサスづくりというのには着実に成果を上げてきています、ではないかというふうに思ひます。

また、第二点の県レベルにおきます地域雇用開発協議会でございますけれども、これも県レベルにおきまして具体的な地域雇用開発のために自主的な取り組みをやっていたかという意味で、国が積極的に援助しているわけではございません。これも同様六十二年度から実施されております、地方自治体、労使団体等が構成員となりまして、具

体的に雇用開発アドバイザーの設置による相談、指導、あるいは地域の雇用開発の具体的な推進方法や可能性の研究調査、あるいは人材育成のための研修会、先ほど申し上げました各種、各地域の雇用開発協議会との情報交換、あるいは具体的な開発プランを作成する際のソフト面の援助等、いろいろ幅広い活動をやっているところでございます。

○柳田委員 今答弁の中にございましたけれども、労働組合の方も大分参加をしているということ、十分な意見の反映がなされているのか、お尋ねしたいのですが、よろしくお願ひします。

○伊藤(政)政府委員 景気の持続的な拡大という背景もございまして、最近雇用失業情勢が非常によくなっております。これは過去四年間の成果でございますけれども、いろいろ、先ほど申し上げました今回の法律の前提となる雇用開発促進地域における雇用開発がいろいろな面で三十万人、四十万人というふうな実績を上げていたことは事実でございます。この実績の背景といたしましては、地域の雇用開発協議会あるいは県のレベルにおきまして雇用開発の協議会、そういう分野でもいろいろ雇用開発のアイデアを出したり、企業の相談に応じたりというふうなことを含めまして、また労使のコンセンサスづくりにも非常に大きな役割を果たしてきたというふうな考えでおるわけでござい

○柳田委員 この地域の問題、やはり役所もそうですし、経営者側もそうですし、労働団体の意見も今後十分に取り入れていただきたいというふうに思ひます。

また、先ほど答弁の中にございましたように、各地域間のコンセンサスづくりといひますか、各地域間でいろいろとお話し合いをしながら、うちの地域ではこういうことをやったら成果が上がったかというところもやっておりまして、こういうことでございましたけれども、その現状、どれくらいやっていらっしゃるのか、また、今後推し進める計画

なのか、教えてください。

○伊藤(政)政府委員 先生御指摘のとおり、地域雇用開発協議会あるいは地域の協議会の取り組みも年々成果が上がってきており、その成果も着実に蓄積されつつあるわけでございます。これらの成果を他の地域におきまして十分に参考にしていただく、また有効に活用していただくということが、今後の全国的な視野における雇用開発、地域の雇用開発を包括的に進める上で重要だと考えておるわけでございます。

具体的には、各地域におきまして協議会における調査研究事業等の報告書などを他の地域に送付したり、また、先ほど申し上げました雇用開発アドバイザーによる先進地の事例の見学、現地視察などを相互に行うというふうな形、あるいは各地の協議会などの指導担当者などが年に一回ほど集まりまして、事業の効果的な運営についての情報交換などを行っているところでございます。今後、地域雇用開発を進めるに当たりまして、今までの蓄積、成果を十分に活用するべく努力してまいりたいと思ひます。

○柳田委員 次に、雇用環境整備地域対策についてお尋ねをいたします。

新規卒業者等の若年者や都市圏在住のUターン志向者等の就職ニーズを踏まえて、雇用環境整備地域においては魅力のある雇用機会の開発が重要であるということでございますけれども、魅力のある雇用機会とはどういうことなのか、教えてくだ

○若林政府委員 雇用環境整備地域におきまして魅力のある雇用機会と申しますのは、近年の所得水準の向上、勤労者の意識の変化等を背景といたしまして、自分の能力、経験を十分に発揮することができるといふ職業、仕事の内容が一つ大きなファクターであると存じます。また、週休二日制等の労働時間短縮も含めた労働条件が良好であったり、住宅や福利厚生施設等の福利厚生制度などが十分に整備されている、あるいは能力開発制度が整備されている、こういうようなことによつて勤

労者が真に就業したいと思へるような雇用機会、こういうものを魅力ある雇用機会というふうに概念づけているわけでございます。

○柳田委員 その中で特に労働時間短縮についてお伺いしたいのですが、現状、まだそんなに進んでいないような気がいたします。また、労働省も目標を立てております千八百年間総労働時間、これに比べてまだまだ大分おくれいているなという感じがするわけですが、今後具体的にこの目標に向かつてどのように進めていくのか、教えてくだ

○佐藤(勝)政府委員 労働時間でございますが、現在の改正労働基準法が昭和六十三年の四月から実施をされておりますけれども、それまでは十一年、大体横ばいでした。総実労働時間が、改正労働基準法実施以来着実に減少してまいっております。平成元年度の数字が現在出ておりますが、平成元年度では二千七百六十八時間ということでございまして、おっしゃいました千八百時間の達成ということになりますと、まだまだ一層の短縮の促進が必要でございます。このために、この四月一日から政令改正によりまして、週四十六時間の法定時間を週四十四時間に短縮をするといったことが一つございまして、それから、労働時間の短縮は特に中小企業においてはなかなか困難な面が多々ございしますので、この中小企業の同一の業種あるいは地域、同一企業系列といったそういう集団をとらえまして、労働時間短縮アドバイザーなどによる指導援助を行うというふうなことで、週休二日制の普及促進等を図っているところでござい

また、時間短縮のためには年次有給休暇の取得促進あるいは連続休暇の普及拡大ということが必要でございますけれども、これにつきましては、昨年七月に専門委員会によりまして連続休暇取得促進要綱といったようなものを策定しております。こういったものを用ひまして、具体的に企業あるいは企業集団の指導に努めたい。

それから三番目に、全体の労働時間の短縮を進めずためには、所定外労働時間の短縮が不可欠でございますけれども、そのために現在労使協定の届け出がありましたときに労働大臣の定めます目安によりましてその最高限度時間についても指導しているわけでございます。この指導基準につきましても、これは見直しをやりたいということとで現在検討中でございます。こういった施策を総合的に進めることによりまして時間短縮のスピードを速めてまいりたい、かように考えております。

○柳田委員 週四十時間の目標はいつごろに置いていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤(勝)政府委員 御承知のように、現在の経済計画ではその計画期間中、つまり平成四年度末を目標に千八百時間を目指して短縮をする、こうなっております。率直に申しまして、現在のスピードではまだまだ十分ではございません。実態としてはそういうことでございまして、一方、週四十時間ということに向けての法的な整備という点になりますと、現在の労働基準法の附則の規定に基づきまして改正労働基準法施行後、この三月末で三年たちますけれども、この附則の規定によりまして四月以降、改正労働基準法の労働時間関係の規定の内容についての検討を始めるという段取りにいたしております。そのことによりまして、この問題についての議論を進めながら今後の方向を定めていきたい、かように思っております。

○柳田委員 若い者の立場に立ちますと、給料も一つの目安になります。労働時間というのも非常に大きなウェイトを占めておりますので、また時間があればこの労働時間短縮に向けては再度質問をさせていただきたいと思っております。

最後にありますが、今回のこの法案、できた当初、私も会社内で働いておりました、給付をいただきました。若干、一年ほど息は延びたのですが、その後も景気が回復しないということで苦しい状況下にありました。今は景気がいいということ

とで安心はしておりますが、いつ何ときまた円高構造不況のような不況に見舞われるともわかりませんので、今後も鋭意努力をしていただきまして推進をしていただきたいと思います。

○浜田委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○浜田委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○浜田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○浜田委員長 この際、本案に対し、加藤卓二君外五名から、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合の六派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。永井孝信君。

○永井委員 私は、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党及び進歩民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地域における雇用問題が地域経済の振興、地域の活性化にとって極めて重要であることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 我が国の勤労者が、その経済的地位にふさわしい真の豊かさやゆとりを享受できるように

な地域社会を実現するため、雇用情勢が改善されていない地域に対する従来の施策及び新たに設けられる雇用環境整備地域に対する施策の積極的な推進等地域雇用対策を総合的に強力に推進していくこと。

二 地域雇用開発を促進するに当たっては、地域活性化のための諸施策と十分な連携を図ること。

三 本法の施行については、関係地方公共団体の意見を十分尊重するとともに、地方公共団体がその自主性を十分発揮できるよう、施策の効果的な運用を行っていくこと。

四 地域雇用対策を推進していくうえでは、労働関係者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。

五 地方公共団体と公共職業安定所等職業安定機関との連携のもとに、Uターン就職希望者等のニーズに即した求人情報等の提供に努めること。

六 各種助成金、融資制度については、地域の雇用失業情勢その他雇用の動向に的確に対応した適切かつ機動的な運用が図られるよう努めること。

七 地域における職業能力の開発が重要であることにかんがみ、公共職業訓練施設の充実・強化、民間各種職業訓練施設の積極的活用等職業能力開発体制の整備を図ること。

八 本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政体制の充実・強化を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○浜田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

加藤卓二君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

この際、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小里労働大臣。

○小里国務大臣 まず、法案を御可決いただきましてありがとうございます。

なおまた、ただいま決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいれる所存でございます。

○浜田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浜田委員長 この際、内閣提出、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案の附帯決議の促進に関する法律案(本号末尾に掲載)

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案

○小里国務大臣 ただいま議題となりました中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年の景気の持続的拡大を背景に特に中小企業において人手不足感が広がっていると、近年の出生数の減少に伴い、我が国の生産年齢人口は一九九五年をピークとして減少に転ずるなど我が国が戦後初めて経験する状況となることが見込まれます。

一方、国民のゆとりと豊かさ志向の強まりを背

景に、就職に際しても短い労働時間、良好な職場環境、充実した福利厚生施設等が重視される傾向にあります。これらの分野における中小企業と大企業との格差は大きく、中小企業は労働力の確保に当たって不利な立場に置かれているとともに、今後の労働力需給の動向にかんがみると、中小企業における労働力の確保は、中長期的かつ構造的な課題として対応していかなければならない問題であります。

このような状況にかんがみ、中小企業における労働力の確保を図るためには、中小企業者が行う労働時間短縮等労働条件の向上、職場環境の改善、福利厚生の充実等雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の職場としての魅力を向上させることが重要であり、そのための支援策を総合的に進めていくことが重要な課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処するため、中央職業安定審議会及び中小企業近代化審議会での御議論を踏まえつつ、労働省と通商産業省が協力して労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を総合的、体系的に促進するための法律案を作成し、中央職業安定審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明いたします。

第一に、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関し、通商産業大臣及び労働大臣による指針を作成することとしております。

第二に、構成中小企業者の労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業について事業協同組合等が計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとしております。

第三に、計画の認定を受けた事業協同組合等及びその構成中小企業者に対し、雇用保険法の雇用

福祉事業としての助成及び援助、雇用促進事業団による資金の貸し付け等、中小企業信用保険法の特例措置、中小企業近代化資金等助成法の特例措置、中小企業投資育成株式会社法の特例措置、委託募集の特例等の措置を講ずることにより、中小企業が行う雇用管理の改善に係る措置を総合的に支援することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○浜田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月九日火曜日午前九時四十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案

（目的）

第一条 この法律は、労働力を確保するために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の

政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

この法律において「事業協同組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

（基本指針）

第三条 通商産業大臣及び労働大臣は、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 中小企業における経営及び雇用の動向に関する事項

二 中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容に関する事項

三 その他中小企業者が雇用管理の改善に係る措置を行うに当たって配慮すべき重要事項

通商産業大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、通商産業大臣にあっては中小企業近代化審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

（改善計画の認定）

第四条 事業協同組合等は、その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るための労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業（以下「改善計画」という。）を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 改善事業の目標

二 改善事業の内容

三 改善事業の実施時期

四 改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 中小企業における経営及び雇用の動向に関する事項

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。
二 前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。
三 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。
四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。
(改善計画の変更等)
第五条 前条第一項の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。
2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る改善計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が、同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は認定組合等若しくはその構成員が認定計画に従って改善事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。
(資金の確保)
第六条 国は、認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金の確保又はその融通のあつせんを努めるものとする。
(雇用福祉事業としての助成及び援助)
第七条 政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うものとする。
一 雇用手続の改善に関する調査研究、指導その他の事業を行う認定組合等に対して、必要

な助成及び援助を行うこと。
二 前号の助成を受けた認定組合等の構成員たる中小企業者であつて、必要な設備及び福祉施設の設置又は整備を行い、認定計画の目標を達成したものに對して、必要な助成及び援助を行うこと。
(雇用促進事業団の業務)
第八条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)以下「事業団法」という。第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、認定計画に従つて、その構成員たる中小企業者の雇用する労働者の福祉を増進するための施設(政令で定めるものに限る。)の設置又は整備を行う認定組合等に対し、その設置又は整備を行う資金を貸し付ける業務を行う。
2 前項の規定により雇用促進事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十九条の二第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに中小企業における労働力の確保のための雇用手続の改善の促進に関する法律(以下「中小企業労働力確保法」という。)第八条第一項に規定する業務」と、事業団法第二十条第一項中「第十九条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条第一項及び第三項並びに中小企業労働力確保法第八条第一項」と、事業団法第二十一条第二項中「認可」とあるのは「認可(中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第二十四条第三項中「承認」とあるのは「承認(中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は中小企業労働力確保法」と、事業団法第三十七条第二項中「同条第三項に規定する業務」とあるのは「同条第三項に規定する業務若しくは中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務」と、事業団法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び中小企業労働力確保法第八条第

一項」とする。
第九条 雇用促進事業団は、通常通勤することができない地域以外の地域から第十三条第二項の規定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、事業団法第十九条第一項第三号の宿舎を貸与することができる。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。
(中小企業信用保険の特例)
第十条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の

二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、労働力確保連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定組合等又はその構成員たる中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	第三条の二第一項、 第三条の三第一項	第三条の二第三項、 第三条の三第二項
保険価額の合計額が	保険価額の合計額が	労働力確保連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
中小企業における労働力の確保のための雇用手続の改善の促進に関する法律第十九条第一項に規定する労働力確保連保証(以下「労働力確保連保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	労働力確保連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	労働力確保連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
労働力確保連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	労働力確保連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	労働力確保連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
(中小企業近代化資金等助成法の特例)
第十一条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定組合等の構成員たる中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な設備(通商産業省令で定めるものに限る。)に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定組合等の構成員たる中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定計画に従って改善事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

（委託募集の特例等）

第十三条 認定組合等の構成員たる中小企業者が当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定組合等が認定計画に従って当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

2 前項の認定組合等は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

3 職業安定法第三十八条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合において、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項から第三項までの規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項の規定はこの項において

準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（以下「中小企業労働力確保法」という。）第十三条第二項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「中小企業労働力確保法第十三条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替へるものとする。

4 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第十四条 公共職業安定所は、前条第二項の規定により労働者の募集に従事する認定組合等に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容等又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（指導及び助言）

第十五条 国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（国及び地方公共団体の施策）

第十六条 国は、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善を促進するために必要な施策を総合的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第十七条 都道府県知事は、認定組合等に対し、認定計画に係る改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

（船員に対する適用除外）

第十八条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

（罰則）

第十九条 第十三条第三項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十三条第三項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十九条第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、労働力需給に関する諸事情の変化等に応じ、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（職業安定法の一部改正）

第四条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び港湾労働法（昭和六十二年法律第四十号）を」と、港湾労働法（昭和六十二年法律第四十号）及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律平成三年法律第 号」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十四の次に次の一号を加える。

二十の十五 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第 号）

（中小企業庁設置法の一部改正）

第六条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の五の次に次の一号を加える。

六の六 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第 号）の施行に関すること。

（労働省設置法の一部改正）

第七条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の二を同条第四十三号の三とし、同条第四十三号の次に次の一号を加える。

四十三の二 労働力の確保を図るために中小

企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に
関する基本的な指針の策定に関する事。

第四條第五十一号中「及び港湾労働法（昭和
六十三年法律第四十号）を」、「港湾労働法（昭
和六十三年法律第四十号）及び中小企業におけ
る労働力の確保のための雇用管理の改善の促進
に関する法律（平成三年法律第 号）」に
改める。

第五條第五十一号中の二の次に次の一号を加
える。

五十一の三 中小企業における労働力の確保
のための雇用管理の改善の促進に関する法
律に基づいて、基本指針を策定すること。

第十條第一項中「、日本国有鉄道退職希望職
員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の
促進に関する特別措置法」を削り、「及び港湾
労働法」を、「港湾労働法及び中小企業におけ
る労働力の確保のための雇用管理の改善の促進
に関する法律」に改める。

理由

最近の労働力需給の状況が中小企業に与えてい
る深刻な影響に対処して、労働力の確保を図るた
めに中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置
を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉
の増進に寄与するため、雇用保険法の雇用福祉事
業としての助成及び援助、中小企業信用保険法の
特例措置等の措置を講ずる必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

平成三年四月十日印刷

平成三年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局